

◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律【三段対照表】

法 律	施 行 令	施 行 規 則 等
<p>◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 フロン類の使用の合理化に係る措置</p> <p>第一節 フロン類の製造業者等が講ずべき措置（第九条―第十一条）</p> <p>第二節 指定製品の製造業者等が講ずべき措置（第十二条―第十五条）</p> <p>第三章 特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置</p> <p>第一節 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置（第十条―第二十六条）</p> <p>第二節 第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収（第二十七条―第四十九条）</p> <p>第三節 第一種特定製品から回収されるフロン類の再生（第五十条―第六十二条）</p> <p>第四節 フロン類の破壊（第六十三条―第七十三条）</p> <p>第五節 費用負担（第七十四条・第七十五条）</p> <p>第六節 情報処理センター（第七十六条―第八十五条）</p> <p>第四章 雑則（第八十六条―第九十二条）</p> <p>第五章 罰則（第九十三条―第九十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが</p>	<p>◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）</p>	<p>◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）</p>

重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品（我が国において大量に使用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。）その他

(指定製品)

第一条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

(用語及び種類)

第一条 この省令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。

一 エアコンデিশヨナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器

3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格八一七等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。

ただし、次項、第八条、第九条、第四十一条（第四十四条において準用する場合を含む。）、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第七十二条、第七十五条、様式第一、様式第三、様式第四及び様式第八においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。

4 特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の種類は、当該設備によって回収することが可能なフロン類の種類別の別又はこれらの組合せによるものとする。

我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

- 3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が日常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。
 - 一 エアコンディショナー
 - 二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）
- 4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第二条第八項に規定する特定エアコンディショナーをいう。
- 5 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。
- 6 この法律においてフロン類について「使用の合理化」と

- 一 エアコンディショナー（特定製品以外のものであって、室内ユニット及び室外ユニットが一体的に、かつ、壁を貫通して設置されるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 二 硬質ポリウレタンフォーム用原液（断熱材の成形のために用いられるものに限り、次号及び第四号の製品の成形又は製造のために用いられるものを除く。）
- 三 断熱材（硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。）
- 四 冷蔵機器及び冷凍機器であって、第一種特定製品以外のもの（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含み、硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。）
- 五 専ら噴射剤のみを充填した噴霧器（専ら不燃性を必要とする状況で用いられるものを除く。）

は、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制することをいう。

7 この法律においてフロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品については「製造等」とは、次に掲げる行為をいい、「製造業者等」とは、製造等を業として行う者をいう。

一 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託を受けて行うものを除く。）

二 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。

一 フロン類使用製品を使用すること。

二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。

三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること（以下「廃棄等」という。）。

9 この法律において特定製品に使用されるフロン類について「管理の適正化」とは、特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることをいう。

10 この法律において「第一種フロン類充填回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種

特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充填回収業者」とは、第一種フロン類充填回収業を行うことについて第二十七条第一項の登録を受けた者をいう。

11 この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生（ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすること）をいう。以下同じ。）を業として行うことをいい、「第一種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類再生業を行うことについて第五十条第一項の許可を受けた者をいう。

12 この法律において「フロン類破壊業」とは、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行うことをいい、「フロン類破壊業者」とは、フロン類破壊業を行うことについて第六十三条第一項の許可を受けた者をいう。

(指針)

第三条 主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定めるものとする。

2 前項の指針は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二十条第一項に規定する排出抑制・使用合理化指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(製造業者等の責務)

第四条 フロン類の製造業者等は、前条第一項の指針に従い

、フロン類代替物質の開発その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。

2 指定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質を使用した製品の開発、指定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度（次条第一項及び次章第二節において「使用フロン類の環境影響度」という。）の低減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化のために講ずる施策に協力しなければならない。

3 特定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化その他特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

（指定製品及び特定製品の管理者の責務）

第五条 指定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。

2 特定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。

（第一種フロン類充填回収業者等の責務）

第六条 第一種フロン類充填回収業者、第二種フロン類回収業者（使用済自動車再資源化法第二条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。第二十九条第一項第二号及び第七十一条第二項において同じ。）、第一種特定製品の整備を行う者（以下「第一種特定製品整備者」という。）、第

一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者その他特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者は、第三条第一項の指針に従い、その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう、指定製品及び特定製品の管理者の理解と協力を得るための措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 フロン類の使用の合理化に係る措置

第一節 フロン類の製造業者等が講ずべき措置

(フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項)

第九条 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、フロン類代替物質の開発の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 環境大臣は、フロン類の排出の抑制を推進するため必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準とな

るべき事項に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。

(指導及び助言)

第十条 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十一条 主務大臣は、フロン類の製造業者等(その製造等に係るフロン類の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。)のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(フロン類の製造業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会等)
第二条 法第十一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とする。

第二節 指定製品の製造業者等が講ずべき措置

(指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項)

第十二条 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、使用フロン類の環境影響度の低減に関し指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、当該指定製品のうち使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度、当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は改廃しようとするときは、環境大臣及び経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、フロン類の排出の抑制のために特に必要があると認めるときは、前項の基準の変更に関し主務大臣に意見を述べることができる。

(使用フロン類の環境影響度の低減に関する勧告及び命令)

第十三条 主務大臣は、指定製品の製造業者等(その製造等に係る指定製品の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。)が製造等を行う指定製品について、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、その目標を示して、当該指定製品について使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する勧告について準用する。この場合において、これらの規定中「フロン類の製造業者等」とあるのは、「指定製品の製造

(指定製品の製造業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第三条 法第十三条第二項及び第十五条第二項において読み替えて準用する法第十一条第三項の審議会等で政

<p>業者等」と読み替えるものとする。</p> <p>(表示)</p> <p>第十四条 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。</p> <p>一 指定製品の使用フロン類の環境影響度に関し指定製品の製造業者等が表示すべき事項</p> <p>二 前号に掲げる事項の表示の方法その他使用フロン類の環境影響度の表示に際して指定製品の製造業者等が遵守すべき事項</p> <p>(表示に関する勧告及び命令)</p> <p>第十五条 主務大臣は、指定製品の製造業者等がその製造等を行う指定製品について前条の規定により告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をしていないと認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、当該指定製品について同条の規定により告示されたところに従って、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する勧告について準用する。この場合において、これらの規定中「フロン類の製造業者等」とあるのは、「指定製品の製造業者等」と読み替えるものとする。</p>	<p>令で定めるものは、産業構造審議会とする。</p> <p>(指定製品の製造業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会等)</p> <p>第三条 法第十三条第二項及び第十五条第二項において読み替えて準用する法第十一条第三項の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会とする。</p>	<p>第三章 特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置</p> <p>第一節 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置</p> <p>(第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項)</p> <p>第十六条 主務大臣は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第一種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品(第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責</p>	<p>※主務大臣が定める第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項…平成二十六年経済産業省・環境省告示第十三号(後掲)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同じ。）の使用等の際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、第一種特定製品の使用等の状況、第一種特定製品の使用等の際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響、フロン類代替物質を使用した製品の開発の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第十七条 都道府県知事は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため必要があると認めるときは、第一種特定製品の管理者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県知事は、第一種特定製品の管理者（管理第一種特定製品の種類、数その他の事情を勘案して主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の管理第一種特定製品の使用等の状況が第十六条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(第一種特定製品の管理者に対する勧告に係る要件)

第二条 法第十八条第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する管理第一種特定製品を一台以上使用等をするものであることとする。

- 一 圧縮機を駆動する電動機の定格出力が七・五キロワット以上（二以上の電動機により圧縮機を駆動する第一種特定製品にあっては、当該電動機の定格出力の合計が七・五キロワット以上）であること。
- 二 圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が七・五キロワット以上（二以上の内燃機関により圧縮機を駆動する第一種特定製品にあっては、当該内燃機関の定格出力の合計が七・五キロワット以上、輸送用冷凍冷蔵ユニットのうち、車両その他の輸送機関を駆動するため、輸送用冷凍冷蔵ユニットの内燃機関により輸送用冷凍冷蔵ユニットの圧縮機を駆動するものにあつては、当該内燃機関の定格出力の

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(フロン類算定漏えい量等の報告等)

第十九条 第一種特定製品の管理者（フロン類算定漏えい量（第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。）が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣（以下この節及び第百条において「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

うち当該圧縮機を駆動するために用いられる出力が七・五キロワット以上）であること。

◎フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成二十六年十二月十日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(フロン類算定漏えい量の算定の方法)

第二条 法第十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める方法は、第一種特定製品の管理者が管理する全ての管理第一種特定製品（その者が連鎖化事業者である場合にあつては、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業（第五条第二項において「連鎖化事業」という。）の加盟者が管理第一種特定製品の使用等に関する事項であつて第五条で定めるものに係るものとして使用等をする管理第一種特定製品を含む。）について、フロン類の種類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（

平成二十六年経済産業省・環境省令第七号)第一条第三項に規定するフロン類の種類をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。)ごとに、第一号に掲げる量から第二号に掲げる量を控除して得た量(第四条第二項第五号及び第六号において「実漏えい量」という。)に、第三号に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該フロン類の種類ごとに算定した量(ト)ンで表した量をいう。)を合計する方法とする。

一 前年度(年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。次号及び第四条第二項において同じ。)において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において当該管理第一種特定製品に冷媒として充填したフロン類の量(当該管理第一種特定製品の設置の際に当該管理第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)の合計量(キログラムで表した量をいう。次号において同じ。)

二 前年度において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において回収したフロン類の量の合計量

三 当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。)

(特定漏えい者)

第三条 法第十九条第一項の主務省令で定める者(以下「特定漏えい者」という。)は、前条に定める方法により算定されたフロン類算定漏えい量が千トン以上である者とする。

(フロン類算定漏えい量等の報告の方法等)

第四条 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による

- 報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 特定漏えい者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 特定漏えい者において行われる事業
 - 三 前年度におけるフロン類算定漏えい量
 - 四 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量並びに当該フロン類の種類ごとの量を都道府県別に区分した量及び当該都道府県別に区分した量を都道府県ごとに合計した量
 - 五 前年度におけるフロン類の種類ごとの実漏えい量及び当該フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量
 - 六 特定漏えい者が設置している事業所のうち、一の事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上であるもの（以下この号において「特定事業所」という。）があるときは、特定事業所ごとに次に掲げる事項
 - イ 特定事業所の名称及び所在地
 - ロ 特定事業所において行われる事業
 - ハ 前年度における特定事業所に係るフロン類算定漏えい量
 - ニ 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量
 - ホ 前年度における特定事業所に係るフロン類の種類ごとの実漏えい量
 - 三 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、法第二十三条第一項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。
 - 四 二以上の事業を行う特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、当該特定漏えい者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。
 - 五 第一項に規定する報告書の様式は、様式第一によるものとする。
- （連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め）
- 第五条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、

他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の使用等に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるものを行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者の管理第一種特定製品の使用等を当該連鎖化事業者の管理第一種特定製品の使用等とみなして、前項の規定を適用する。

3 事業所管大臣は、第一項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

（報告事項の記録等）

第二十条 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第三項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下この節において「ファイル記録事項」という。）のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。

加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項とする。

2 連鎖化事業者と当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は当該事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に同項の定めがあるものとみなす。

（報告事項のファイルへの記録の方法）

第三条 法第二十条第一項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、環境大臣及び経済産業大臣が定める。

（報告事項の通知の方法）

第四条 法第二十条第二項の規定による通知は、同条第一項の規定により当該年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）にファイルに記録された事項のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定漏えい者（フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成二十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 号。次条において「報告命令」という。）第三条に規定する特定漏えい者をいう。次条から第七条までにおいて同じ。）に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。

（フロン類算定漏えい量の集計の方法）

3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。

5 事業所管大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があつたときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。

(開示請求権)

第二十一条 何人も、前条第四項の規定による公表があつたときは、当該公表があつた日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

2 前項の請求（以下この項及び次条において「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 開示請求に係る事業所又は第一種特定製品の管理者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

(開示義務)

第二十二条 主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

第五条 法第二十条第三項の規定による特定漏えい者に係るフロン類算定漏えい量の集計は、法第十九条第三項の規定により通知されたフロン類算定漏えい量及び当該フロン類算定漏えい量のうち報告命令第四条第二項第六号に掲げる特定事業所に係るものについて、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計するとともに、更に当該項目について、フロン類の種類ごとに区分して集計することによつて行うものとする。

- 一 企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。）
- 二 業種
- 三 都道府県

(情報の提供等)

第二十三条 第一種特定製品の管理者は、主務省令で定めるところにより、第十九条第一項の規定による報告に添えて、第二十条第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係るフロンの類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより第二十条第一項に規定するファイルに記録するものとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域内に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。

◎フロンの類算定漏えい量等の報告等に関する命令

(フロンの類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供)

第六条 特定漏えい者が行う法第二十三条第一項の規定による情報の提供は、第四条第一項に規定する報告書に、様式第二による書類を添付することにより行うことができるものとする。

(フロンの類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報のファイルへの記録の方法)

第六条 法第二十三条第三項の規定によるファイルへの記録は、同条第一項の規定により情報を提供した特定漏えい者の当該ファイルへの記録についての同意を得て、法第二十条第一項の規定によるファイルへの記録と一体的に行うものとする。

2 法第二十三条第三項の規定によるファイルへの記録は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、環境大臣及び経済産業大臣が定める。

(フロンの類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の通知及び公表の方法)

第七条 法第二十三条第四項の規定による通知は、同条第三項の規定により当該年度にファイルに記録された情報のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定漏えい者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域内に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ磁気ディスクに複写したものの交付により、法第二十条第二項の規定による通知と一体的に行うものとする。

2 法第二十三条第四項の規定による公表は、同条第一項の規定により情報を提供した特定漏えい者の当該公表についての同意を得て、法第二十条第四項の規定による公表と一体的に行うものとする。

5 前二条の規定は、前項の規定による公表があつた場合に準用する。

(技術的助言等)

第二十四条 主務大臣は、フロン類算定漏えい量の算定の適正な実施の確保又は自主的なフロン類の排出の抑制その他第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推進に資するため、第一種特定製品の管理者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(手数料)

第二十五条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(手数料の額等)

第四条 法第二十五条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円
- 二 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき六十円に〇・二メガバイトまでごとに二百四十円（法第二十一条第二項の開示請求（次号において「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあつては、四十メガバイトまでごとに二百六十円）を加えた額
- 三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に

係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい
う。)を使用して開示を受ける者
の使用に係る電子計算機に備えら
れたファイルに複写させる方法(情
報通信技術を活用した行政の推
進等に関する法律(平成十四年法
律第五十一号)第六条第一項の
規定により同項に規定する電子情
報処理組織を使用して開示請求が
あつた場合に限る。) ○・二メ
ガバイトまでごとに百二十円(開
示請求に係る年度のファイル記録
事項の全てを複写させる場合に
あつては、四十メガバイトまでご
とに百七十円)

2 手数料は、法第二十一条第二項各
号に掲げる事項を記載した書面に収
入印紙を貼って納付しなければなら
ない。

3 ファイル記録事項の開示を受ける
者は、手数料のほか送付に要する費
用を納付して、ファイル記録事項の
写しの送付を求めることができる。
この場合において、当該費用は、郵
便切手又は主務大臣が定めるこれに
類する証票で納付しなければなら
ない。

第二十六条 事業所管大臣は、第十九条第一項の規定による
報告については、主務省令で定めるところにより、磁気デ
ィスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録
しておくことができる物を含む。次項において同じ。)に
より行わせることができる。

◎フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令

(磁気ディスクによる報告等の方法)

第七条 磁気ディスクにより法第十九条第一項の規定に
よる報告又は法第二十三条第一項の規定による提供を
しようとする者は、第四条第一項及び前条の規定にか
かわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべき
事項を記録した磁気ディスク及び様式第三による磁気
ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

2 磁気ディスクにより法第二十一条第一項(法第二十
三条第五項において準用する場合を含む。)の請求を
しようとする者は、法第二十一条第二項各号に掲げる
事項を記録した磁気ディスク及び様式第三による磁気
ディスク提出票を提出することにより行わなければなら
ない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第八条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第二十二条
(法第二十三条第五項において準用する場合を含む。)

2 主務大臣は、第二十一条第一項（第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による請求又は第二十二條（第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

）の規定による開示を行うときは、法第二十一条第一項（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第九条 この命令において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条、第十一条及び第十二条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。）は、法第十九条第一項の規定による報告及び法第二十三条第一項の規定による提供（以下「報告等」という。）とする。

（事前届出）

第十条 電子情報処理組織を使用して報告等を行うとする特定漏えい者は、様式第四による電子情報処理組織使用届出書を環境大臣又は経済産業大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした特定漏えい者に識別符号を付与するものとする。

3 第一項の規定による届出をした特定漏えい者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第五又は様式第六によりその旨を環境大臣又は経済産業大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定による届出をした特定漏えい者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないとき又は、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

<p>第二節 第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収</p> <p>(第一種フロン類充填回収業者の登録)</p> <p>第二十七条 第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>三 その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロ</p>	
<p>第八条 法第二十七条第二項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一種フロン類充填回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書</p>	<p>(報告等の入力事項等)</p> <p>第十一条 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者は、当該報告等を書面等(情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ)により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該特定漏えい者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号(次条において「暗証符号」という。)を、当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。</p> <p>(報告等において名称を明らかにする措置)</p> <p>第十二条 報告等においてすべきこととされている署名等(情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。)に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第十条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。</p>

ン類の種類

四 事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第二十八条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類充填回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品へのフロン類の充填を適正に実施

二 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

三 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

四 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第二十九条第一項各号に該当しないことを説明する書類

2 法第二十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業所ごとのフロン類回収設備の数

二 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充填量が五十キログラム以上の第一種特定製品からの回収を行う場合にはその旨

3 都道府県知事は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一若しくは第三十条の十五第一項の規定により、第一項の申請をしようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、第一項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(第一種フロン類充填回収業者の登録の基準)

第九条 法第二十九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用

し、及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第二条第十一項に規定する引取業者をいう。第七十一条第二項及び第八十七条第二号において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第五十一条第二号及び第六十四条第二号口において同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者

四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五 第三十五条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに

できること。

二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が五十キログラム以上のもがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、一分間に二百グラム以上のフロン類を回収できるものであること。

（法第二十九条第一項第一号の主務省令で定める者）
第九条の二 法第二十九条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

該当する者があるもの
2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第三十条 第二十七条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十七条第二項、第二十八条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第三十一条 第一種フロン類充填回収業者は、第二十七条第二項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(第一種フロン類充填回収業者の登録事項の軽微な変更)

第十条 法第三十一条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、法第二十七条第二項第四号に規定するフロン類回収設備の能力又は第八条第二項第一号に掲げる事項の変更であつて、法第二十七条第二項第三号及び第八条第二項第二号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

(第一種フロン類充填回収業者の登録事項の変更の届出)

第十一条 法第三十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二による届出書に次掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 第一種フロン類充填回収業者が法人であり、かつ、法第二十七条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 登記事項証明書

二 法第二十七条第二項第三号から第五号までに掲げる

2 第二十八条及び第二十九条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(第一種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧)
第三十二条 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第三十三条 第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類充填回収業に係る第一種フロン類充填回収業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合 第一種フロン類充填回収業者であつた個人又は第一種フロン類充填回収業者であつた法人を代表する役員

2 第一種フロン類充填回収業者が前項各号のいずれかに該

事項に変更(前条に定める軽微な変更を除く。)があつたとき 第八条第一項第二号及び第三号に掲げる書類

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十一若しくは第三十条の十五第一項の規定により、前項の届出をしようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(廃業等の届出等に際しての回収量等の報告)

第十二条 法第三十三条第一項の規定により第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出をする者は、当該届出とあわせて、法第四十七条第三項の規定の例により、法第三十三条第一項各号に掲げる事由の生じた日の属する年度の業務の実施の状況について都道府県知事に報告するものとする。

当するに至ったときは、第一種フロン類充填回収業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第三十四条 都道府県知事は、第三十条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類充填回収業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等)

第三十五条 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一種フロン類充填回収業者の登録を受けたとき。

二 その者の第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備が第二十九条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。

三 第二十九条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第二十九条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(主務省令への委任)

第三十六条 第二十七条から前条までに定めるもののほか、第一種フロン類充填回収業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)

第三十七条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第一種

2

第一種フロン類充填回収業者について、法第三十五条第一項の規定により登録が取り消されたときは、当該第一種フロン類充填回収業者であった者は、法第四十七条第三項の規定の例により、登録が取り消された日の属する年度の業務の実施の状況について都道府県知事に報告するものとする。

フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充填を行うときは、この限りでない。

2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充填の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第七十六条第一項に規定する情報処理センター（以下この節において「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあつては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に対し通知しなければならない。

3 第一種フロン類充填回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第一項、第四十七条第一項から第三項まで並びに第四十九条第一項、第二項、第六項及び第八項において同じ。）は、第一項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従って行わなければならない。

（第一種特定製品整備者による充填の委託に際しての第一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項）
第十三条 法第三十七条第二項の規定による通知は、次により行うものとする。

一 第一種特定製品の整備を発注した当該第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあつては当該情報処理センターの名称が通知しようとする事項と相違がないことを確認の上、通知すること。

二 第一種フロン類充填回収業者にフロン類の充填の委託を申し込む際に通知すること。

（フロン類の充填に関する基準）

第十四条 法第三十七条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行う前に、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認すること、外観を目視により検査することその他の簡易な方法により、次に掲げる事項を確認（次号及び第三号において「充填前の確認」という。）すること。

イ 第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の漏えい（以下この条において単に「漏えい」という。）の有無並びに漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該漏えいを防止するために必要な措置（以下この条において「修理」という。）の実施の有無

ロ 漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又

- はその徴候（以下この条において「故障等」という。）の有無並びに故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理の実施の有無
- 二 前号の充填前の確認を行った場合において、当該充填前の確認の方法及びその結果並びに次に掲げる事項について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に通知すること。
- イ 漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該漏えい箇所を特定するための点検及び修理の実施の必要性
- ロ 漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏えい箇所の特定及び修理の実施を確認できない場合にあっては、修理の実施の必要性
- ハ 故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該故障等の原因を特定するための点検及び点検の結果において当該故障等により漏えいが現に生じていることが確認された場合における修理の実施の必要性
- 三 第一号の充填前の確認を行った場合において、漏えい又は故障等を確認したときは、次に掲げる事項を確認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行ってはならない。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。
- イ 漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。
- ロ 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれかの事項
- (1) 当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。
- (2) 当該故障等による漏えいを確認したときは、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。
- 四 人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生

4 第一種フロン類充填回収業者は、第一項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又

じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から六十日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、前号の規定にかかわらず、同号イ及びロに規定する事項の確認前に、一回に限り充填を行うことができる。

五 充填しようとするフロン類の種類が法第八十七条第三号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下この号及び第九十四条第二号において同じ。）が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。

六 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。

七 フロン類の充填に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。

八 必要以上に充填を行うことその他の不適切な充填により、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。

九 フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。

（充填証明書の記載事項）

第十五条 法第三十七条第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行ったときは、フロン類の充填を証する書面（以下この項及び次条第一項において「充填証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該充填証明書を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

第三十八条 第一種フロン類充填回収業者（その使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第二項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。）は、第一種特定製品にフロン類を充填する場合において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を充填した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、充填した量その他の主務省令で定める事項を情報処

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者（当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であつて、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填した場合を含む。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 充填証明書の交付年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

（充填証明書の交付）

第十六条 法第三十七条第四項の規定による充填証明書の交付は、次により行うものとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が充填証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 二 フロン類を充填した日から三十日以内に交付すること。

（フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録手続）

第十七条 法第三十八条第一項の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
- 二 整備を発注した第一種特定製品の管理者の承諾を得て、登録すること。

（フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録期限）

理センターに登録したときは、同条第四項の規定にかかわらず、充填証明書を交付することを要しない。

2 情報処理センターは、前項の規定による登録が行われたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該登録が行われたフロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に、当該登録に係る事項を通知するものとする。

3 情報処理センターは、第一項の規定による登録に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該登録が行われた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)

第三十九条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類

第十八条 法第三十八条第一項の主務省令で定める期間は、二十日とする。

(フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録事項)

第十九条 法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 情報処理センターへの登録年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

(フロン類の充填に係る情報処理センターによる情報の保存期間)

第二十条 法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

の回収を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。

2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあつては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に通知しなければならない。

3 第一種フロン類充填回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第六項、次条第一項、第四十六条、第四十七条第一項から第三項まで、第四十八条、第四十九条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第五十九条第一項及び第二項、第六十条第二項、第六十二条第三項及び第五項、第六十九条第一項及び第五項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条第二項、第七十三条第二項及び第四項並びに第七十五条において同じ。）は、第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第四十四条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

4 第一種特定製品整備者は、第一項本文の規定により第一種フロン類充填回収業者に第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収させた場合において、第三十七条第一項本文の規定により当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充填されたもの以外のものがあるときは、これを当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。

（第一種特定製品整備者による回収の委託に際しての第一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項）
第二十一条 第十三条の規定は、法第三十九条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十三条第二号中「フロン類の充填の委託」とあるのは、「フロン類の回収の委託」と読み替えるものとする。

5 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

6 第一種フロン類充填回収業者は、第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行ったときは、フロン類の回収を証する書面（以下この項及び次条第一項において「回収証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該回収証明書を交付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

第四十条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備に際して第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する場合（当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第二項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項並びに次項において準用する第三十八条第二項及び第三項において同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている場合に限る。）において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第六項の規定にかかわらず、回収証明書を交付することを要しない。

（回収証明書の記載事項）

第二十二條 第十五條第一号から第七号までの規定は、法第三十九條第六項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十五條第一号から第四号まで、第六号及び第七号中「充填した」とあるのは「回収した」と、同条第五号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と読み替えるものとする。

（回収証明書の交付）

第二十三條 第十六條の規定は、法第三十九條第六項の規定による回収証明書の交付について準用する。この場合において、第十六條第一号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と、同条第二号中「充填した」とあるのは「回収した」と読み替えるものとする。

（フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録手続）

第二十四條 第十七條の規定は、法第四十條第一項の規定による情報処理センターへの登録について準用する。この場合において、第十七條第一号中「充填した」とあるのは、「回収した」と読み替えるものとする。

（フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録期限）

第二十五條 第十八條の規定は、法第四十條第一項の主務省令で定める期間について準用する。

（フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録事項）

第二十六條 第十九條第一号から第七号までの規定は、法第四十條第一項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十九條第二号から第四号まで、第六号及び第七号中「充填した」とあるのは、「回収した」と読み替えるものとする。

2 第三十八条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による登録について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあるのは、「第四十条第一項及び前二項」と読み替えるものとする。

(第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務)

第四十一条 第一種特定製品の廃棄等を行うとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

(特定解体工事元請業者の確認及び説明等)

第四十二条 建築物その他の工作物(当該建築物その他の工

(フロン類の回収に係る情報処理センターによる情報の保存期間)

第二十七条 第二十条の規定は、法第四十条第二項において準用する法第三十八条第三項の主務省令で定める期間について準用する。

(第一種フロン類充填回収業者による第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認等)

第二十七条の二 法第四十一条の規定による確認は、次により行うものとする。

一 第一種フロン類充填回収業者が第四十条の基準に従い吸引してもフロン類が回収されないこと。

二 第一種フロン類充填回収業者が廃棄等実施者に次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「確認証明書」という。)を交付すること。

イ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

ロ フロン類が充填されていないことを確認した第一種特定製品の種類及び量

ハ フロン類が充填されていないことを確認する前の第一種特定製品の所在

ニ フロン類が充填されていないことを確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

ホ 確認証明書の交付年月日

ヘ フロン類が充填されていないことを確認した日より交付した確認証明書の写しを当該交付をした日から三年間保存しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項第二号の規定による確認証明書の交付を受けたときは、当該確認証明書を当該交付を受けた日から三年間保存しなければならない。

◎ 特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令(平成十八年十二月

作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負ったものを除く。以下この項及び第九十二条第一項において「解体工事」という。）を発注しようとする第一種特定製品の管理者（以下この条及び第百条第一項第一号において「特定解体工事発注者」という。）から直接当該解体工事を請け負おうとする建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。）を営む者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該特定解体工事元請業者は、当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。

3 特定解体工事発注者は、第一項の規定による書面の交付を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

（第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等）

第四十三条 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類充填回収業者に次に掲げる事項を記載した書面（第三項及び第百五条において「回収依頼書」という。）を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所

十八日経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項）

第二条 法第四十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 書面の交付年月日
- 二 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
- 三 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
- 四 解体工事の名称及び場所
- 五 建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果

（書面又はその写しの保存期間）

第三条 法第四十二条第一項及び第三項の主務省令で定める期間は、三年とする。

（第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充填回収業者への回収依頼書の交付）

第二十八条 法第四十三条第一項の規定による回収依頼書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者が二以上である場合にあつては、第一種フロン類充填回収業者ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が回収依頼書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 三 フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す際に交付すること。

四 その他主務省令で定める事項

2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に

冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合（当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。）において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面（以下この条、次条第一項及び第百五条において「委託確認書」という。）を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による回

（第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の記載事項）
第二十九条 法第四十三条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 回収依頼書の交付年月日
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の登録番号

（第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類引渡受託者への委託確認書の交付）

第三十条 法第四十三条第二項の規定による委託確認書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しの委託を受けた者が二以上である場合にあっては、引渡しの委託を受けた者ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

（第一種特定製品廃棄等実施者の委託確認書の記載事項）

第三十一条 法第四十三条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の交付年月日
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在

（第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の写し等の保存期間）

第三十二条 法第四十三条第三項の主務省令で定める期間

収依頼書の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該回収依頼書の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者（当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。）は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合（当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。）には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面（主務省令で定める事項が記載されているものに限る。）の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。

は、三年とする。

（再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項）

第三十三条 法第四十三條第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

二 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数

三 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在

四 フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所

五 承諾の年月日

六 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者（第三十五條第一号及び第三十六條第一号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。）の氏名又は名称及び住所

（再委託について承諾する旨を記載した書面の保存期間）

第三十四條 法第四十三條第四項の主務省令で定める期間は、三年とする。

（第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類引渡再受託者への委託確認書の回付）

第三十五條 法第四十三條第五項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。

二 法第四十三條第四項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類充填回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。

7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

（第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項）

第三十六条 法第四十三条第五項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所
- 二 委託確認書の回付年月日

（第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類充填回収業者への委託確認書の回付）

第三十七条 法第四十三条第六項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。

二 法第四十三条第四項の規定に基づくフロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

（第一種フロン類引渡受託者がフロン類を引き渡す際の委託確認書の記載事項）

第三十八条 法第四十三条第六項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の回付年月日
- 二 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

（第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間）

第三十九条 法第四十三条第七項の主務省令で定める期間は、三年とする。

(第一種フロン類充填回収業者の引取義務)

第四十四条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第四十一条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

(引取証明書)

第四十五条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面(以下この条、次条及び第百五条において「引取証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該

(第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

第四十条 法第四十四条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下この号において同じ。)の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第三十九条第一項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を行う場合であつて、冷凍サイクル(第一種特定製品中の密閉された系統であつて、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。)に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。

二 フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

(第一種特定製品廃棄等実施者に交付する引取証明書の記載事項)

第四十一条 法第四十五条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

二 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製

第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならぬ。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を送付するとともに、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書の写しを交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該送付をした引取証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

- 品の種類及び数
- 三 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在
 - 四 フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - 五 引取証明書の交付年月日
 - 六 フロン類の引取りを終了した年月日
 - 七 引き取ったフロン類の種類ごとの量

(第一種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の交付)

第四十二条 法第四十五条第一項の規定による引取証明書の交付は、次により行うものとする。

- 一 フロン類の引取り後速やかに交付すること。
- 二 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数並びに第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所が引取証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

(第一種フロン類充填回収業者の引取証明書の写しの保存期間)

第四十三条 法第四十五条第一項の主務省令で定める期間は、三年とする。

(第一種特定製品廃棄等実施者に送付する引取証明書の記載事項)

第四十四条 第四十一条の規定は、法第四十五条第二項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四十一条第一号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。

(第一種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の送付)

第四十五条 第四十二条の規定は、法第四十五条第二項の規定による引取証明書の送付について準用する。この場合において、第四十二条第二号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとす

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、前二項の規定による引取証明書の交付又は送付を受けたときは、当該引渡しを終了したことを当該引取証明書により確認し、かつ、当該引取証明書を当該交付又は送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第一項若しくは第二項の規定による引取証明書の交付若しくは送付を受けないとき、又は第一項若しくは第二項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の写しの交付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、引取証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(第一種特定製品の引取り等)

第四十五条の二 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け（以下「引取り等」という。）を行おうとする者（以下「第一種特定製品引取等実施者」という。）に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者（第一種フロン類充填回収業者である者に限る。

る。

(引取証明書の交付等を受けるまでの期間)

第四十六条 法第四十五条第四項の主務省令で定める期間は、回収依頼書又は委託確認書の交付の日から三十日とする。ただし、解体工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から九十日とする。

(第一種特定製品廃棄等実施者の報告)

第四十七条 法第四十五条第四項の規定による報告は、速やかに法第四十三条第一項の規定により交付した回収依頼書の写し又は同条第二項の規定により交付した委託確認書の写しを提出して行うものとする。

(第一種フロン類充填回収業者等の引取証明書等の保存期間)

第四十八条 第四十三条の規定は、法第四十五条第二項、第三項及び第五項の主務省令で定める期間について準用する。

(第一種特定製品廃棄等実施者による第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付)

第四十八条の二 法第四十五条の二第一項の規定による引取証明書の写しの交付は、次により行うものとする。

一 引取り等を行う第一種特定製品引取等実施者が二以上である場合にあつては、第一種特定製品引取等実施者ごとに交付すること。

二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に交付すること。

三 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定

。に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等

製品の第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの特許を受けた者を経由して、当該第一種特定製品引取等実施者に交付することができる。

(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しない場合)

第四十八条の三 法第四十五条の二の第一項ただし書の規定により、引取証明書の写しの交付を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合

二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に当該第一種特定製品に係る確認証明書の写しを交付する場合

三 非常災害等の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であつて、都道府県知事の認めるところにより、当道府県知事の認める者に第一種特定製品を引き渡す場合。

2 前項第二号の場合において、第一種特定製品引取等実施者による当該確認証明書の写しの取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

一 交付された確認証明書を三年又は次号の規定により確認証明書の写しの回付を行うまでのいずれか短い期間保存すること。

二 引取り等を行った第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡をするときに、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該確認証明書の写しを回付すること。

(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの回付)

第四十八条の四 第四十八条の二の規定は、法第四十五条の二第二項の規定による引取証明書の写しの回付につい

に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部分として利用することを目的として他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付しなければならない。

3 第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 何人も、第四十一条の規定により第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第一項若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。

(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務)

第四十六条 第一種フロン類充填回収業者は、第三十九条第一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において第三十七条第一項ただし書の規定により当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充填したものの以外のもがあるとき、又は第三十

て準用する。この場合において第四十八条の二中「第一種特定製品引取等実施者」とあるのは、「第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者」と読み替えるものとする。

(第一種特定製品引取等実施者の引取証明書の写しの保存期間)

第四十八条の五 法第四十五条の二第三項の主務省令で定める期間は、三年又は法第四十五条の二第二項の規定による引取証明書の写しの回付を行うまでの間のいずれか短い期間とする。

(引取り等の際してフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合)

第四十八条の六 法第四十五条の二第四項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種特定製品に充填されているフロン類の引取りを行う者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 二 第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託を受けた者が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であつて、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外)

第四十九条 法第四十六条第一項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であつて、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるもの

九条第五項若しくは第四十四条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第五十条第一項ただし書の規定により自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならぬ。

- に引き渡す場合
- イ フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たって第五十条の基準に従ってフロン類を運搬することが確実であること。
- ロ フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次に掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存することが確実であること。
- (1) フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフロン類の種類ごとの量
- (2) フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- (3) フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- (4) フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ハ 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係るロの規定による記録の閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じることが確実であること。
- ニ 毎年度終了後四十五日以内に、次に掲げる事項について都道府県知事に報告することが確実であること。
- (1) 前年度において引き取ったフロン類の種類ごとの量
- (2) 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量
- (3) 前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- (4) 前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

2 第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

（充填量及び回収量の記録等）

第四十七条 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。第三項において同じ。）、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に關し記

(5) 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量

二 法第五十条第一項の規定に基づき第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者（以下この号、第五十一条第一項第七号及び第五十二条第一項第九号において「申請者」という。）に対して、当該申請に必要な限度において、第一種フロン類充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡し、かつ、当該フロン類が申請者から当該第一種フロン類充填回収業者に返却される場合

（第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準）

第五十条 法第四十六条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充填（回収したフロン類を充填する容器（以下この号及び次号において「フロン類回収容器」という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

（第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量の記録等）

第五十一条 法第四十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該

録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならぬ。

2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

二 第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別、フロン類を回収した年月日、当該回収に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の種類ごとの量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

三 法第四十一条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行う場合において確認をした年月日、当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所並びに当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数

四 法第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生をした年月日及び再生をしたフロン類の種類ごとの量並びに当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日及び当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該再生をしたフロン類を充填した量

五 フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

六 フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

七 フロン類を第四十九条第一号に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

八 第四十九条第二号に規定する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の充填、回収、法第四十一条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行う場合における確認、法第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者による充填量及び回収量等の都道府県知事への報告)

第五十二条 法第四十七条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、前年度においてフロン類を充填した第一種特定製品の種類の台数及び充填したフロン類の種類ごとの量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)

二 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類の台数及び回収したフロン類の種類ごとの量(第一種特定製品の整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)

三 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度において法第四十一条に規定する場合においてフロン類が充填されていないことの確認をした第一種特定製品の種類の台数

四 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量

五 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ

3 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

六 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

七 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において法第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生をしたフロン類の種類ごとの量及び当該再生をしたフロン類を充填した量

八 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第四十九条第一号に規定する場合において引き渡したフロン類の種類ごとの量

九 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量

十 第四十九条第二号に規定する場合にあつては、その行為を行った第一種フロン類充填回収業者が登録を受けた都道府県ごとに、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

2 第一種フロン類充填回収業者は、年度終了後四十五日以内に、様式第三による報告書その業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県知事による充填量及び回収量等の主務大臣への通知)

4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第四十八条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事業元請業者又は第一種フロン類充填回収業者に対し、第三十七条第一項本文の規定によるフロン類の充填の委託、第三十九条第一項本文の規定によるフロン類の回収の委託、同条第四項、第四十一条若しくは第四十六条第一項の規定によるフロン類の引渡し、第三十九条第五項若しくは第四十四条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第四十二条第一項の規定による確認及び説明の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該充填の委託、回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四十九条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者が第三十七条第二項若しくは四項又は第三十九条第二項若しくは第六項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が第三十八条第一項又は第四十条第一項の規定による登録をする場合において、これらの規定を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者が第四十三条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

4 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者が第四十五条第一項から第五項までの規定を遵守していないと

第五十三条 法第四十七条第四項の規定により、都道府県知事は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、年度終了後四月以内に、様式第四による通知書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

<p>認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者が第四十五条の二の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>6 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が第三十七条第三項に規定するフロン類の充填に関する基準若しくは第四十四条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又は第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）が第四十六条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>7 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをしない第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類充填回収業者があるときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>8 都道府県知事は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>		
<p>第三節 第一種特定製品から回収されるフロン類の再生</p> <p>（第一種フロン類再生業者の許可）</p> <p>第五十条 第一種フロン類再生業を行うとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、第一種フロン類充填回収業者が、主務省令で定めるところにより、フロン類の再生の用に供する</p>		<p>（第一種フロン類再生業者の許可を要しない場合）</p> <p>第五十四条 法第五十条第一項ただし書の規定による第一種フロン類再生業は、次により行うものとする。</p> <p>一 フロン類の充填に関する記録その他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から自ら</p>

施設又は設備（以下「第一種フロン類再生施設等」という。）であつて主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

が回収するフロン類又は第一種特定製品から自らが回収するフロン類であつて、自ら保有する分析機器を使用すること若しくは十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することによりその性状が適切に確認されているフロン類について、フロン類の再生を行うこと（フロン類の回収に付随してフロン類の再生が行われる場合であつて、法第四十六条第一項の主務省令で定める場合又は再生をしたフロン類を第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡すことを目的として回収を行う場合を除く。次号において同じ。）。

二 再生をしたフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的でフロン類の再生を行うこと。

三 フロン類の再生の用に供する設備（次項に規定するものに限る。）の適正な使用方法に従つて、フロン類を大気中に排出することなく、適切な再生を行うこと。

2 法第五十条第一項ただし書に規定する主務省令で定めるものは、フロン類の再生の用に供する設備のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置のうち、フロン類の再生の用に供する装置については、一の筐体に収められていること。

二 可搬式のものであること。

三 供給口及び排出口（当該設備から排出ガスを大気中に排出するために設けられた開口部をいう。）を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であること（安全性の確保のためやむを得ない場合において、フロン類を排出する機能を備えているものを含む。）。

四 再生をしようとするフロン類の種類に応じた適切な再生を行うことができるものであること。

（第一種フロン類再生業者の許可の申請）

第五十五条 法第五十条第二項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第一種フロン類再生業者の許可の申請をしようとする者は、様式第五

ならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 再生をしようとするフロン類の種類
- 四 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及びその再生の能力
- 五 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法
- 六 その他主務省令で定める事項

(許可の基準)

第五十一条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしない。

- 一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

による申請書に次に掲げる書類を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
 - 二 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面
 - 三 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類
 - 四 第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類
 - 五 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画
 - 六 申請書に記載した第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類
 - 七 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第五十一条第二号イからへまでに掲げる事項に該当しないことを説明する書類
- 2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の申請をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準)

第五十六条 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できる構造であること。
- 二 再生をしたフロン類を大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造を備えていること。
- 三 再生をされなかったフロン類(再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む

。以下同じ。)について、法第五十八条第二項の規定によりフロンの類破壊業者へ引き渡す場合(第一種フロン類再生業者がフロン類破壊業者である場合であつて、当該第一種フロン類再生業者が自ら当該再生をされなかつたフロン類の破壊を行う場合を含む。第五十八条第一号ニにおいて同じ。)に、大氣中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造その他の大氣中に排出することなく適切に引き渡すために必要な構造を備えていること。

四 ろ過機、蒸留装置その他のフロン類と混和している不純物を除去するための装置又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整するための装置を備えていること。

五 第一種フロン類再生施設等が、使用及び管理の方法を実行するために必要な計測装置を備えていること。

六 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物(不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及び水分をいう。第五十八条第三号及び第五号において同じ。)の濃度について確認するために必要な分析機器を備えていること。ただし、十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託する場合は、この限りでない。

七 申請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を実行できるものであること。

(第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準)

第五十七条 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準は、第一種フロン類再生施設等において再生をすることができるフロンの量が再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画に照らし適切であることとする。

(第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準)

第五十八条 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一

種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

一 第一種フロン類再生施設等の種類に応じて、フロン類を大気中に排出することなく、再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できるよう、次に掲げる事項について、適切に定められていること。

イ 運転方法

ロ フロン類の供給方法

ハ 再生をしたフロン類の捕集方法

ニ 再生をされなかったフロン類の処理方法（再生をされなかったフロン類について、法第五十八条第二項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合の当該フロン類の捕集方法その他の引渡しの方法をいう。次号において同じ。）

ホ 再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法

ヘ 保守点検の方法

二 前号の運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法及び保守点検の方法を遵守するために、第一種フロン類再生施設等の状態を計測装置等により定期的に確認することとされていること。

三 再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度について、自ら保有する分析機器を使用すること又は十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより適切に確認することとされていること。

四 前二号の確認により第一種フロン類再生施設等の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。

五 再生をしたフロン類を冷媒その他製品の原材料として利用する者に譲渡する場合には、当該譲渡の相手方に当該譲渡に係る再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果をあらかじめ通知すること

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適正に行うことができ
ない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の
決定を受けて復権を得ない者

ロ この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の
規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以
上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受
けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ 第五十五条の規定により許可を取り消され、その処
分のあった日から二年を経過しない者

ニ 第一種フロン類再生業者で法人であるものが第五十
五条の規定により許可を取り消された場合において、
その処分があった日前三十日以内にその第一種フロン
類再生業者の役員であった者でその処分のあった日か
ら二年を経過しないもの

ホ 第五十五条の規定により業務の停止を命ぜられ、そ
の停止の期間が経過しない者

ヘ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのい
ずれかに該当する者があるもの

(許可の更新)

第五十二条 第五十条第一項の許可は、五年ごとにその更新
を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失
う。

2 第五十条第二項及び前条の規定は、前項の更新について
準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間
(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満
了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従
前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされる

とされていること。

六 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理について
の責任者を選任することとされていること。

(法第五十一条第2号イの主務省令で定める者)

第五十八条の二 法第五十一条第2号イの主務省令で定め
る者は、精神の機能の障害により第一種フロン類再生業
者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び
意思疎通を適切に行うことができない者とする。

までの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可等)

第五十三条 第一種フロン類再生業者は、第五十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第五十一条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第一種フロン類再生業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第五十条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(変更の許可)

第五十九条 法第五十三条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第五による申請書に第五十五条第一項第二号から第六号までに掲げる書類（その許可に係る変更後の書類をいう。）を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

(軽微な変更)

第六十条 法第五十三条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 再生をしようとするフロン類の種類を減少させるもの
- 二 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画の変更であつて、引取りの量を減少させるもの
- 三 第一種フロン類再生施設等の数の減少であつて、新たな施設等の設置を行わないもの

(変更の届出)

第六十一条 法第五十三条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第六による届出書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。この場合において、第一種フロン類再生業者が法人であり、かつ、法第五十条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、登記事項証明書を添えるものとする。

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができなるときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(廃業等の届出)

第五十四条 第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人
二 法人が合併により消滅した場合その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 フロン類の再生の業務を廃止した場合 第一種フロン類再生業者であつた個人又は第一種フロン類再生業者であつた法人を代表する役員

六 フロン類の再生の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合 第一種フロン類再生業者である個人又は第一種フロン類再生業者である法人を代表する役員

2 第一種フロン類再生業者が前項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたときは、当該第一種フロン類再生業者に対する第五十条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第五十五条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一種フロン類再生業者の許可を受けたとき。

二 その者の第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理の方法が第五十一条第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第五十一条第二号イ、ロ、ニ又はへのいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律

(廃業等の届出等に際しての再生量等の報告)

第六十二条 法第五十四条第一項の規定により第一種フロン類再生業者の廃業等の届出をする者は、当該届出とあわせて、法第六十条第三項の規定の例により、法第五十四条第一項各号に掲げる事由の生じた日の属する年度の業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとする。

2 第一種フロン類再生業者について、法第五十五条の規定により許可が取り消されたときは、当該第一種フロン類再生業者であつた者は、法第六十条第三項の規定の例により、許可が取り消された日の属する年度の業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとする。

に基づく処分に違反したとき。

(第一種フロン類再生業者名簿)
第五十六条 主務大臣は、第五十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載した第一種フロン類再生業者名簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(主務省令への委任)

第五十七条 第五十条から前条までに定めるもののほか、第一種フロン類再生業者の許可に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(第一種フロン類再生業者の再生義務等)

第五十八条 第一種フロン類再生業者は、第一種フロン類充填回収業者から第四十六条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、当該フロン類の再生を行うときは、主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準に従って、フロン類の再生を行わなければならない。

2 第一種フロン類再生業者は、前項の規定によりフロン類の再生を行った場合において、当該フロン類のうち再生をされなかったものがあるときは、フロン類破壊業者に対し、これを引き渡さなければならない。

3 第四十六条第二項の規定は、前項の規定によるフロン類の引渡しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第一種フロン類充填回収業者」とあるのは、「第一種フロン類再生業者」と読み替えるものとする。

(再生証明書)

第五十九条 第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、フロン類の再生を行ったことを証する書面(以下この条において「再生証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者に当該再生証明書を送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類再生業者は、当該再生証明書

(フロン類の再生に関する基準)

第六十三条 法第五十八条第一項に定める基準は、法第五十条第二項に基づき提出した申請書中同項第五号に掲げる方法を遵守してフロン類の再生を行うこととする。

(再生証明書の記載事項)

第六十四条 法第五十九条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 二 フロン類の引取りを終了した年月日
- 三 引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際にフロン類が充填されていた容器の識別番号

の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しななければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定による再生証明書の送付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該回付をした再

四 再生を行った第一種フロン類再生業者の氏名又は名称、住所及び許可番号

五 再生証明書の送付年月日

六 フロン類の再生を行った年月日

七 再生を行ったフロン類の種類ごとの量及びフロン類の再生を行った場合において、再生をされなかったフロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類ごとの量（自らがフロン類破壊業者として破壊した場合にあつては、その旨並びに破壊した年月日及び破壊したフロン類の種類ごとの量を含む。）

（再生証明書の送付）

第六十五条 法第五十九条第一項の規定による再生証明書の送付は、次により行うものとする。

一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、再生を行ったフロン類の種類ごとの量並びに再生をされなかったフロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類ごとの量が再生証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、送付すること。

二 フロン類の再生を行った日から三十日以内に送付すること。

（第一種フロン類再生業者の再生証明書の写しの保存期間）

第六十六条 法第五十九条第一項の主務省令で定める期間は、三年間とする。

（第一種フロン類充填回収業者等の再生証明書の写しの保存期間）

第六十七条 前条の規定は、法第五十九条第二項及び第三項の主務省令で定める期間について準用する。

生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

一 当該フロン類を第三十九条第一項ただし書の規定により回収した場合 当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者

二 当該フロン類を第三十九条第五項の規定により第一種特定製品整備者から引き取った場合 当該第一種特定製品整備者

三 当該フロン類を第四十四条第一項の規定により第一種特定製品廃棄等実施者から直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて引き取った場合 当該第一種特定製品廃棄等実施者

3 第一種特定製品整備者は、前項の規定による再生証明書の回付を受けたときは、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種特定製品整備者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(再生量の記録等)

第六十条 第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、再生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

(再生量の記録等)

第六十八条 法第六十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 フロン類を引き取った又は再生を受託した年月日及び当該フロン類の種類ごとの量

二 フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者又は第四十九条第一号の規定により都道府県知事が認めた者の氏名又は名称

三 フロン類の再生を行った年月日及び当該フロン類の種類ごとの量

四 フロン類の再生を行った場合において、再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡ししたときの引き渡した年月日、引き渡したフロン類破壊業者の氏名又は名称並びに引き渡したフロン類の種類ごとの量

2 第一種フロン類再生業者は、前項各号に掲げる事項に

2 第一種フロン類再生業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において再生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(指導及び助言)
第六十一条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者に対し、第五十八条第二項の規定によるフロン類の引渡しを確保するため必要があると認めるときは、当該引渡しに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)
第六十二条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者が第五十八条第一項に規定するフロン類の再生に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告を

関し、フロン類の引取り、再生又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

(主務大臣への報告)

第六十九条 法第六十条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 前年度において引き取った又は再生を受託したフロン類の種類ごとの量
 - 二 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量
 - 三 前年度において再生をしたフロン類の種類ごとの量
 - 四 前年度においてフロン類の再生をした場合において、再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡したときの当該フロン類の種類ごとの量
 - 五 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量
- 2 第一種フロン類再生業者は、年度終了後四十五日以内に、様式第七による報告書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

<p>2 主務大臣は、第一種フロソ類再生業者（その委託を受けてフロソ類の運搬を行う者を含む。以下この項及び第五項において同じ。）が第五十八条第三項において準用する第四十六条第二項に規定するフロソ類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロソ類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>3 主務大臣は、第一種特定製品整備者、第一種フロソ類充填回収業者又は第一種フロソ類再生業者が第五十九条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>4 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引渡しをしない第一種フロソ類再生業者があるときは、当該第一種フロソ類再生業者に対し、期限を定めて、当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>5 主務大臣は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種フロソ類充填回収業者又は第一種フロソ類再生業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>		
<p>第四節 フロソ類の破壊 （フロソ類破壊業者の許可） 第六十三条 フロソ類破壊業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>三 破壊しようとするフロソ類の種類</p>		<p>（フロソ類破壊業者の許可の申請） 第七十条 法第六十三条第二項（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりフロソ類破壊業者の許可の申請をしようとする者は、様式第八による申請書に次に掲げる書類を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。</p> <p>一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書</p> <p>二 フロソ類破壊施設の構造を示す図面</p>

- 四 フロン類の破壊の用に供する施設（以下「フロン類破壊施設」という。）の種類、数、構造及びその破壊の能力
- 五 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法
- 六 その他主務省令で定める事項

（許可の基準）

第六十四条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

- 三 フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類
- 四 申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類
- 五 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第六十四条第二号イからへまでに掲げる事項に該当しないことを説明する書類

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の申請をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができなるときは、前項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

（フロン類破壊施設に係る構造に関する基準）

第七十一条 法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造に関する基準は、別表第二の上欄に掲げるフロン類破壊施設の種類の同じ、同表の下欄に掲げる装置を備えていること並びに同表の下欄に掲げる装置が申請書に記載されたフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を實行できるものであることとする。

（フロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準）

第七十二条 法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準は、フロン類の種類に応じてフロン類を破壊した場合に、次のいずれかを満たすことができることとする。

- イ フロン類の分解効率（次の式により算出されたものをいう。以下この条及び次条第三号において同じ。）が九十九以上であり、かつ、排出口（当該施設から排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。ロにおいて同じ。）から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が百万分の一以下であること。

$$\text{フロン類の分解効率} = \left\{ 1 - \left(\frac{\text{フロン類の排出量}}{\text{フロン類の投入量}} \right) \right\} \times 100$$

- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 心身の故障によりその業務を適正に行うことができ
ない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の
決定を受けて復権を得ない者
 - ロ この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の
規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以
上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受
けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ハ 第六十七条の規定により許可を取り消され、その処

ロ フロン類の分解効率が九十九・九以上であり、かつ、排出口から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が百万分の十五以下であること。

(フロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準)

第七十三条 法第六十四条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

一 フロン類破壊施設の種類に応じて、運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法が、破壊の能力に関する基準を達成できるよう適切に定められていること。

二 前号の運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法を遵守するために、フロン類破壊施設の状態を計測装置等により定常的に確認することとされていること。

三 排ガス中のフロン類の濃度及び分解効率について年一回以上測定することとされていること。

四 第二号の確認及び前号の測定によりフロン類破壊施設の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。

五 フロン類破壊施設の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。

(法第六十四条第二号イの主務省令で定める者)

第七十三条の二 第五十八条の二の規定は、法第六十四条第二号イの主務省令で定める者について準用する。この場合において、第五十八条の二中「第一種フロン類再生業者」とあるのは、「フロン類破壊業者」と読み替えるものとする。

分のあつた日から二年を経過しない者

ニ フロン類破壊業者で法人であるものが第六十七条の規定により許可を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にそのフロン類破壊業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

ホ 第六十七条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(許可の更新)

第六十五条 第六十三条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第六十三条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可等)

第六十六条 フロン類破壊業者は、第六十三条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

(変更の許可)

第七十四条 第六十六条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第八による申請書に第七十条第一項第二号から第四号までに掲げる書類(その許可に係る変更後の書類をいう。)を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

(軽微な変更)

第七十五条 第六十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

2 第六十四条の規定は、前項の許可について準用する。

3 フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第六十三条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第六十七条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたとき。

二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理の方法が第六十四条第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第六十四条第二号イ、ロ、ニ又はへのいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(準用)

第六十八条 第五十四条、第五十六条及び第五十七条の規定は、フロン類破壊業者について準用する。この場合において

一 破壊しようとするフロン類の種類を減少させるもの
二 フロン類破壊施設の数の減少であつて、新たな施設の設置を行わないもの

(変更の届出)

第七十六条 法第六十六条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第九による届出書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。この場合において、フロン類破壊業者が法人であり、かつ、法第六十三条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、登記事項証明書を添えるものとする。

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができなるときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(廃業等の届出等に際しての破壊量等の報告)

第七十七条 フロン類破壊業者について、法第六十七条の規定により許可が取り消されたときは、当該フロン類破壊業者であつた者は、法第七十一条第三項の規定の例により、許可が取り消された日の属する年度の業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとする。

2 法第六十八条において準用する法第五十四条第一項の規定によりフロン類破壊業者の廃業等の届出をする者は

て、第五十四条第一項第五号及び第六号中「の再生」とあるのは「の破壊」と、同条第二項中「第五十条第一項」とあるのは「第六十三条第一項」と、第五十六条中「第五十条第二項第一号」とあるのは「第六十三条第二項第一号」と、第五十七条中「第五十条」とあるのは「第六十三条」と読み替えるものとする。

(フロン類破壊業者の破壊義務等)

第六十九条 フロン類破壊業者は、第一種フロン類充填回収業者から第四十六条第一項の規定によりフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 フロン類破壊業者は、第一種フロン類再生業者から第五十八条第二項の規定によりフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

3 フロン類破壊業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関(使用済自動車再資源化法第五十五条に規定する指定再資源化機関をいう。第五項及び第七十一条第二項において同じ。)から使用済自動車再資源化法第二十六条第一項の規定によりフロン類の破壊の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

4 フロン類破壊業者は、第一項若しくは第二項の規定によりフロン類を引き取ったとき、又は前項の規定によりフロン類の破壊を受託したときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。

5 フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

、法第七十一条第三項の規定の例により、法第六十八条の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項各号に掲げる事由の生じた日の属する年度の業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとする。

(フロン類の破壊に関する基準)

第七十八条 法第六十九条第四項の主務省令で定める基準は、法第六十三条第二項に基づき提出した申請書中同項第五号に掲げる方法を遵守してフロン類の破壊を行うものとする。

(破壊証明書)

第七十条 フロン類破壊業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、フロン類を破壊したときは、フロン類を破壊したことを証する書面（以下この条において「破壊証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者に当該破壊証明書を送付しなければならない。この場合において、当該フロン類破壊業者は、当該破壊証明書の写しを当該送付した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第五十九条第二項及び第三項の規定は、破壊証明書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第七十条第一項」と読み替えるものとする。

(破壊証明書の記載事項)

- 第七十九条 法第七十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - 二 フロン類の引取りを終了した年月日
 - 三 引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際にフロン類が充填されていた容器の識別番号
 - 四 破壊したフロン類破壊業者の氏名又は名称、住所及び許可番号
 - 五 破壊証明書の送付年月日
 - 六 フロン類を破壊した年月日
 - 七 破壊したフロン類の種類ごとの量

(破壊証明書の送付)

第八十条 法第七十条第一項の規定による破壊証明書の送付は、次により行うものとする。

- 一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、破壊したフロン類の種類ごとの量が破壊証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、送付すること。
- 二 フロン類を破壊した日から三十日以内に送付すること。

(フロン類破壊業者の破壊証明書の写しの保存期間)

第八十一条 第六十六条の規定は、法第七十条第一項の主務省令で定める期間について準用する。

(第一種フロン類充填回収業者等の破壊証明書の写しの保存期間)

第八十二条 第六十七条の規定は、法第七十条第二項において準用する法第五十九条第二項及び第三項の主務省令で定める期間について準用する。

(破壊量の記録等)

第七十一条 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 フロン類破壊業者は、第一種特定製品の整備の発注を行う第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者、使用済自動車(使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。第八十七条第二号において同じ。)を引取業者に引き渡した者、引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(破壊量の記録等)

第八十三条 法第七十一条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 フロン類を引き取った又は破壊を受託した年月日及び当該フロン類の種類ごとの量

二 フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者若しくは第四十九条第一号の規定により都道府県知事が認めた者又はフロン類の破壊を受託した自動車製造業者等若しくは指定再資源化機関の氏名又は名称

三 フロン類を破壊した年月日及び当該フロン類の種類ごとの量

2 フロン類破壊業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊を行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

(主務大臣への報告)

第八十四条 法第七十一条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 前年度において引き取った又は破壊を受託したフロン類の種類ごとの量

二 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量

三 前年度において破壊したフロン類の種類ごとの量

四 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量

<p>第五節 費用負担</p>	<p>(指導及び助言)</p> <p>第七十二条 主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、第六十九条第一項若しくは第二項の規定によるフロン類の引取り若しくは同条第三項の規定によるフロン類の破壊の受託又は同条第四項の規定によるフロン類の破壊の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施に関し必要な指導及び助言をすることができ。</p> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第七十三条 主務大臣は、フロン類破壊業者が第六十九条第四項に規定するフロン類の破壊に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができ。</p> <p>2 主務大臣は、第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又はフロン類破壊業者が第七十条第一項又は同条第二項において準用する第五十九条第二項若しくは第三項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができ。</p> <p>3 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り若しくは破壊の受託又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、当該引取り若しくは破壊の受託又は破壊をすべき旨の勧告をすることができ。</p> <p>4 主務大臣は、前三項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又はフロン類破壊業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
	<p>2 の量</p> <p>フロン類破壊業者は、年度終了後四十五日以内に、様式第十による報告書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。</p>

(第一種フロン類充填回収業者の費用請求等)

第七十四条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から第三十九条第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けようとするとき、又は第一種特定製品廃棄等実施者から第四十一条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用(以下この条において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定により料金を請求した場合において、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から、フロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、フロン類の回収等の費用に関する料金その他主務省令で定める事項について説明しなければならない。

3 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

4 第一種特定製品整備者は、前項の規定により料金の支払を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に対し、当該料金の額に相当する金額の支払を請求することができる。

5 第一種特定製品整備者は、第三十九条第一項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができる。

6 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者は、前二項の規定による第一種特定製品整備者の請求に応じて支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費

(フロン類の回収等の費用に関する料金の説明に係る事項)

第八十五条 法第七十四条第二項の主務省令で定める事項は、フロン類の回収、フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及びフロン類の破壊又は再生を行う場合に必要となる費用の明細とする。

用を負担するものとする。

(第一種フロン類再生業者の費用請求等)

第七十五条 第一種フロン類再生業者は、第五十八条第一項の規定によるフロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類充填回収業者は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

2 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者は、第一種フロン類充填回収業者から、第四十六条第一項の規定によるフロン類の引渡しに際して第一種フロン類充填回収業者が支払わなければならない料金の提示を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

第六節 情報処理センター (指定)

第七十六条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七十七条 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三十八条第一項及び第四十条第一項の規定による登録に係る事務(次号において「登録事務」という。)を電子情報処理組織により処理すること。

二 登録事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 第三十八条第二項(第四十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知並びに第三十八条第三項(第四十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による記録及び保存を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程)

第七十八条 情報処理センターは、前条各号に掲げる業務(以下「情報処理業務」という。)を行うときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の主務省令で定める事項について情報処理業務に関する規程(次項及び第八十五条第一項第三号において「業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務規程の記載事項)

第八十六条 法第七十八条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 情報処理業務を行う時間に関する事項

二 情報処理業務を行う事務所の所在地

三 情報処理業務の実施に係る組織、運営その他の体制に関する事項

四 情報処理業務に用いる設備に関する事項

五 電子情報処理組織の利用条件及び手続に関する事項

六 電子情報処理組織の利用者への情報提供に関する事項

七 電子情報処理組織の利用料金及びその收受の方法に関する事項

八 区分経理の方法その他の経理に関する事項

九 情報処理業務に関して知り得た情報の管理(情報の安全を確保するために必要な措置を含む。)及び秘密の保持に関する事項

十 情報処理業務に関して知り得た情報の漏えいが生じた場合の措置に係る事項

十一 情報処理業務に関する苦情及び紛争の処理に関する事項

十二 法第八十条の規定により業務の休廃止を行った場合及び法第八十五条第一項の規定により指定を取り消された場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項

十三 その他情報処理業務の実施に関し必要な事項

2 主務大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第七十九条 情報処理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、情報処理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業計画書等の認可の申請)

第八十七条 情報処理センターは、法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に（法第七十六条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく）、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添え、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 前事業年度の予定貸借対照表
- 四 当該事業年度の予定貸借対照表
- 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2 前項第一号の事業計画書には、法第七十七条各号に掲げる業務の実施に関する計画並びに情報処理業務に用いる設備の維持及び更新の見通しその他必要な事項を記載しなければならない。

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第八十八条 情報処理センターは、法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号及び第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業報告書等の提出)

2 情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第八十条 情報処理センターは、主務大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務)

第八十一条 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿)

第八十二条 情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第八十三条 主務大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさ

第八十九条 情報処理センターは、毎事業年度の終了後三月以内に、法第七十九条第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

(情報処理センターの帳簿の保存)

第九十条 法第八十二条の帳簿は、各月ごとの次条各号に定める事項について翌月の末日までに備え、備えた日から起算して十年を経過する日までの間保存しなければならない。

(情報処理センターの帳簿記載事項)

第九十一条 法第八十二条の規定により主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種フロン類充填回収業者及び第一種特定製品の管理者（その使用に係る入出力装置が当該情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。）の数の状況
- 二 法第三十八条第一項及び法第四十条第一項の規定による登録の状況
- 三 法第三十八条第二項及び法四十条第二項の規定による通知の状況
- 四 利用料金の収受の状況

せ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第八十四条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第八十五条 主務大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第七十六条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

- 一 情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
 - 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
 - 三 この節の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第七十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。
- 2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 雑則

(フロン類の放出の禁止)

第八十六条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

(フロン類の放出の禁止等の表示)

第八十七条 特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売

(立入検査の身分証明書)
第九十二条 法第八十三条第二項の証明書の様式は、様式第十一のとおりとする。
2 [後掲]

する時まで、当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類に關し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該フロン類をみだりに大氣中に放出してはならないこと。

二 当該特定製品を廃棄する場合（当該特定製品が第一種特定製品である場合にあつては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、当該特定製品が第二種特定製品である場合にあつては当該第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を引取業者に引き渡す場合）には、当該フロン類の回収が必要であること。

三 当該フロン類の種類及び数量

四 その他主務省令で定める事項

（第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項）

第八十八条 第二種特定製品が搭載されている自動車（使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。第九十三条第一項及び第百条第一項第一号において同じ。）の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に關する基準に従つて行わなければならない。

（フロン類の回収が行われていない第一種特定製品の引取り等の禁止等の表示）

第九十四条 法第八十七条第四号の主務省令で定める事項は、第一種特定製品である場合にあつては、次のとおりとする。

一 冷媒として充填されているフロン類の回収が行われていない当該第一種特定製品の引取り等が禁止されていること。

二 当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数

◎第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に關する基準を定める省令（平成十六年十二月十七日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に關する法律（以下「法」という。）及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に關する法律施行規則（平成十三年経済産業省・環境省令第十三号）において使用する用語の例による。

（自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に關す

る基準)

第二条 法第八十八条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 フロン類の回収に関する基準

イ 第二種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下同じ。)の値が、一定時間経過した後、次の表の上欄に掲げるフロン類の充填量に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

フロン類の充填量	圧力
二キログラム未満	〇・一メガパスカル
二キログラム以上	〇・〇九メガパスカル

ロ フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

二 フロン類の運搬に関する基準

イ 回収したフロン類の移充填をみだりに行わないこと。

ロ フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(使用済自動車再資源化法との関係)

第八十九条 第二種特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊については、この法律に定めるもののほか、使用済自動車再資源化法の定めるところによる。

(主務大臣によるフロン類等の製造業者等への協力要請)

第九十条 主務大臣は、フロン類、指定製品又は特定製品の製造業者等に対し、第四条に規定する責務にのっとり、国が第七条に規定する責務にのっとり講ずる措置並びに第九十七条及び第九十八条の規定により講ずる措置に関し、フロン類、指定製品及び特定製品に係る技術的知識の提供、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の使用の合理化並びに特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するために必要な協力を求めるように努めるものとする。

(報告の徴収)

第九十一条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、情報処理センター、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九十三条第一項において同じ。)、第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一項及び第九十三条第一項において同じ。)、又はフロン類破壊業者に対し、フロン類若しくは指定製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

(報告の徴収)

第五条 主務大臣は、法第九十一条の規定により、フロン類の製造業者等に対し、法第二条第六項のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化の状況に関し報告を求めることができる。

2 主務大臣は、法第九十一条の規定により、指定製品の製造業者等(法第十三条第一項の指定製品の製造業者等に限る。)に対し、その製造等に係る指定製品につき、法第四条第二項の使用フロン類の環境影響度の低減の状況に関し報告を求めることができる。

3 主務大臣は、法第九十一条の規定により、指定製品の製造業者等に対し、その製造等に係る指定製品につき、当該指定製品への表示及び当該表示に際して遵守すべき事項の実施の状況に関し報告を求めることができる。

4 主務大臣は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者に対し、再生証明書(法第五十九条第一項

-
- に規定する再生証明書をいう。次項第二号において同じ。)の回付及びその写しの保存又は破壊証明書(法第七十条第一項に規定する破壊証明書をいう。第七項第二号において同じ。)の回付及びその写しの保存の実施の状況に関し報告を求めることができる。
- 5 主務大臣は、法第九十一条の規定により、第一種フロン類再生業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
- 一 フロン類の引取り、再生又は引渡しの実施の状況
 - 二 再生証明書の送付及びその写しの保存に関する事項
- 6 主務大臣は、法第九十一条の規定により、第一種フロン類再生業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第四項において同じ。)に対し、フロン類の運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。
- 7 主務大臣は、法第九十一条の規定により、フロン類破壊業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
- 一 フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施の状況
 - 二 破壊証明書の送付及びその写しの保存に関する事項
- 8 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品の管理者に対し、管理第一種特定製品(法第十六条第一項に規定する管理第一種特定製品をいう。次条第六項にお
-

いて同じ。)の使用等の状況に関し報告を求めることができる。

9 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品整備者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 フロン類の充填の委託、回収の委託又は引渡しの実施の状況

二 法第三十七条第二項の通知に関する事項

三 法第三十九条第二項の通知に関する事項

10 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、情報処理センターに対し、法第七十七条第一号及び第三号に掲げる業務の実施の状況に関し報告を求めることができる。

11 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品廃棄等実施者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 フロン類の引渡しの実施の状況

二 法第四十三条第一項の回収依頼書の交付及びその写しの保存に関する事項

三 委託確認書(法第四十三条第二項に規定する委託確認書をいう。第十三項第三号において同じ。)の交付及びその写しの保存に関する事項

四 法第四十三条第四項の書面の交付及びその写しの保存に関する事項

五 引取証明書(法第四十五条第一項に規定する引取証明書をいう。以下同じ。)の保存及びその写し

12 の交付に関する事項
都道府県知事は、法第九十一条の規定により、特定解体工事元請業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 解体工事（法第四十二条第一項に規定する解体工事をいう。次条第六項において同じ。）に係る建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認及び当該確認の結果に係る説明の実施の状況

二 法第四十二条第一項の書面の交付及びその写しの保存に関する事項

13 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種フロン類引渡受託者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 フロン類の引渡しを受託又は引渡しの実施の状況

二 法第四十三条第四項の書面の保存に関する事項

三 委託確認書の回付及びその写しの保存に関する事項

四 引取証明書の写しの保存に関する事項

14 都道府県知事は、法第九十一条の規定により、その登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 フロン類の充填、引取り、回収、再生又は引渡しの実施の状況

二 法第三十七条第四項の充填証明書の交付又は法第三十八条第一項

の登録に関する事項

三 法第三十九条第六項の回収証明書
の交付又は法第四十条第一項の
登録に関する事項

四 引取証明書の交付又はその送付
及びその写しの交付並びにその写
しの保存に関する事項

15 都道府県知事は、法第九十一条の
規定により、その登録を受けた第一
種フロン類充填回収業者（その委託
を受けてフロン類の運搬を行う者を
含む。次条第十一項において同じ。
）に対し、フロン類の運搬の実施の
状況に関し報告を求めることができ
る。

16 都道府県知事は、法第九十一条の
規定により、第一種特定製品引取等
実施者に対し、次に掲げる事項に関
し報告を求めることができる。

一 第一種特定製品の引取り等（法
第四十五条の二第一項に規定する
引取り等をいう。次条第八項及び
第十二項において同じ。）の実施
の状況
二 引取証明書の写しの回付及び保
存に関する事項

（立入検査）

第九十二条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行
に必要な限度において、政令で定めるところにより、その
職員に、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種
特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製
品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類
引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種特定製
品引取等実施者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破
壊業者の事務所若しくは事業所、第一種特定製品を設置す

（立入検査）

第六条 主務大臣は、法第九十二条第
一項の規定により、その職員に、フ
ロン類の製造業者等の事務所又は事
業所に立ち入り、その製造等に係る
フロン類及びフロン類代替物質、当
該フロン類及びフロン類代替物質の
製造等に係る施設並びにその関連施
設並びに関係帳簿書類を検査させ、

る場所、第一種特定製品の引取り等を行う場所、解体工事に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

2 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、指定製品の製造業者等の事務所又は事業所に立ち入り、その製造等に係る指定製品、当該指定製品の製造等に係る施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

3 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者の事務所又は事業所に立ち入り、関係帳簿書類を検査させることができる。

4 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種フロン類再生業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の再生の業務を行う場所に立ち入り、その再生に係るフロン類、法第五十条第一項の第一種フロン類再生施設等及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

5 主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、フロン類破壊業者の事務所又は事業所に立ち入り、その破壊に係るフロン類、法第六十三条第二項第四号のフロン類破壊施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させ、又は試験

のため必要な最小限度の分量に限り
試料を無償で収去させることができる。

6 都道府県知事は、法第九十二条第
一項の規定により、その職員に、第
一種特定製品の管理者の事務所若し
くは事業所又は管理第一種特定製品
を設置する場所（当該第一種特定製
品の管理者が法第四十二条第一項の
特定解体工事発注者である場合にあ
つては、解体工事に係る建築物その
他の工作物又は解体工事の場所を含
む。）に立ち入り、当該管理第一種
特定製品（解体工事に係る建築物そ
の他の工作物に立ち入る場合にあつ
ては、当該管理第一種特定製品が設
置された建築物その他の工作物を含
む。）及び関係帳簿書類を検査させ
ることができる。

7 都道府県知事は、法第九十二条第
一項の規定により、その職員に、第
一種特定製品整備者の事務所又は事
業所に立ち入り、その整備に係る第
一種特定製品及び関係帳簿書類を検
査させることができる。

8 都道府県知事は、法第九十二条第
一項の規定により、その職員に、第
一種特定製品廃棄等実施者の事務所
若しくは事業所又は第一種特定製品
を設置する場所（当該第一種特定製
品廃棄等実施者が第一種特定製品引
取等実施者に当該第一種特定製品を
引き渡す場合にあっては、その引取
り等に係る場所を含む。）に立ち入
り、その廃棄等（法第二条第八項第
三号に規定する廃棄等をいう。）に

係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

9 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、特定解体工事元請業者の事務所又は事業所に立ち入り、関係帳簿書類を検査させることができる。

10 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種フロン類引渡受託者の事務所又は事業所に立ち入り、関係帳簿書類を検査させることができる。

11 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第一種フロン類充填回収業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立ち入り、第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備、法第五十条第一項ただし書の規定により主務省令で定める第一種フロン類再生施設等並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

12 都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品引取等実施者の事務所又は事業所に立ち入り、その引取り等に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(立入検査の身分証明書)
第九十二条〔前掲〕

2 法第九十二条第二項の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

(条例等に係る適用除外)

3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求等)

第九十三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又はフロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、特定解体工事元請業者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めることができる。

(フロン類に関する情報の公表)

第九十四条 主務大臣は、第四十七条第四項の規定による通知又は第六十条第三項及び第七十一条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の充填、回収、再生及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

(環境大臣による第一種フロン類再生業者等に関する調査請求)

第九十五条 環境大臣は、第一種フロン類再生業者がフロン類の再生その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とする法令に違反した場合は、当該第一種フロン類再生業者が第五十八条第一項に規定するフロン類の再

(権限の委任)

第七条 法第九十三条第一項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限については、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

第九十三条 前条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め（別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。）

生に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう主務大臣に求めることができる。

2 環境大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊その他のフロン類の取扱いに際して、専ら環境の保全を目的とする法令に違反した場合は、当該フロン類破壊業者が第六十九条第四項に規定するフロン類の破壊に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう主務大臣に求めることができる。

(国の援助)

第九十六条 国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第九十七条 国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進してフロン類の大气中への排出を抑制するためには、事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることに鑑み、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化の推進に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自発的に行うフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に資する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第九十八条 国は、フロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発その他フロン類に係る環境の保全上の支障の防止に関する研究開発の推進及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換の促進等)

第九十九条 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(協議会)

第九十九条の二 都道府県は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進するために必要な措置について協議するための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、都道府県知事のほか、フロン類若しくはフロン類使用製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者を構成員とする団体その他の都道府県知事が必要と認める者をもって構成する。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(主務大臣等)

第一百条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 第三条に規定する指針のうち特定解体工事発注者及び特定解体工事元請業者に係る事項並びに第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項並びに特定解体工事元請業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第九十三条一項の規定による資料の提出の要求に関する事項 環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

二 第九条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十条

に規定する指導及び助言、第十一条第一項に規定する報告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条第一項の規定による資料の提出の要求（第二章第一節の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項

経済産業大臣

三 第十二条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十三条第一項に規定する報告、同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による公表、第十三条第二項において準用する第十一条第三項の規定による命令、第十四条の規定による告示、第十五条第一項に規定する報告、同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による公表、第十五条第二項において準用する第十一条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条第一項の規定による資料の提出の要求（第二章第二節の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項 当該指定製品の製造業者等が行う指定製品の製造等の事業を所管する大臣

四 第二十一条第一項の規定による請求、第二十二条の規定による開示及び第二十四条の規定による技術的助言等に関する事項並びに第二十六条第二項に定める事項 環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

一 第十一条第一項の主務省令 経済産業大臣の発する命令

二 第十三条第一項の主務省令 当該指定製品の製造等の事業を所管する大臣の発する命令

三 第十九条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに第二十六条の主務省令 環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令

四 第四十二条第一項及び第三項並びに第八十八条の主務

省令 環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令

(権限の委任等)

第百一条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(前章第一節及び第二節に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

(経過措置)

第百二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第一項の規定に違反して登録を受けないでフロン類の充填又は回収を業として行った者

二 不正の手段によって第二十七条第一項の登録(第三十条第一項の登録の更新を含む。)を受けた者

三 第三十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第五十条第一項の規定に違反して許可を受けないでフロン類の再生を業として行った者

五 不正の手段によって第五十条第一項の許可(第五十二条第一項の許可の更新を含む。)を受けた者

六 第五十三条第一項の規定に違反して第五十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

七 第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者

- 八 第六十三条第一項の規定に違反して許可を受けないでフロン類の破壊を業として行った者
- 九 不正の手段によって第六十三条第一項の許可（第六十五条第一項の許可の更新を含む。）を受けた者
- 十 第六十六条第一項の規定に違反して第六十三条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者
- 十一 第六十七条の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 十二 第八十一条の規定に違反した者
- 十三 第八十六条の規定に違反して特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出した者

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第三項（第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第三項、第四十九条第八項、第六十二条第五項又は第七十三条第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第四十一条の規定に違反して、第一種特定製品の廃棄等を行った者
- 三 第四十五条の二第四項の規定に違反して、第一種特定製品の引取り等を行った者

第百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十一条第一項、第五十三条第三項又は第六十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十三条第一項又は第二項の規定に違反して、回収依頼書若しくは委託確認書を交付せず、又は同条第一項若しくは第二項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして回収依頼書若しくは委託確認書を交付した者
- 三 第四十三条第三項の規定に違反して、回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを保存しなかった者
- 四 第四十五条第三項の規定に違反して、引取証明書を保

存しなかつた者

五 第四十五条の二第一項又は第二項の規定に違反して、

引取証明書の写しを交付せず、又は回付しなかつた者

六 第四十五条の二第三項の規定に違反して、引取証明書の写しを保存しなかつた者

第百六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十条の許可を受けないで、情報処理業務の全部を廃止したとき。

二 第八十二条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八十三条第一項又は第九十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項、第六十条第一項又は第七十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

二 第四十七条第三項、第六十条第三項、第七十一条第三項又は第九十一条（情報処理センターに係る部分を除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第九十二条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百三条（第十二号を除く。）、第百四条、第百五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下

<p>の過料に処する。</p> <p>一 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 第三十三条第一項又は第五十四条第一項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠った者</p> <p>三 第八十七条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条、第二条、第九条から第十八条まで、第四十四条から第五十一条まで、第七十条（第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。）、第七十一条（第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。）、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第一号（第九条第一項に係る部分に限る。）、第二号（第九条第一項に係る部分に限る。）、第三号（第二十八条及び第三十三条において準用する第十七条第一項に係る部分を除く。）及び第四号から第七号まで、第八十四条（第二十八条及び第三十三条において準用する第十三条第一項に係る部分を除く。）、第八十五条第二号（第七十条（第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第四号（第七十一条第一項中第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条第一号（第二十八条及び第三十三条において準用する第十五条第一項に係る部分を除く。）並びに次条第一項から第四項までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>〔平成一三年一二月政令三九五号により、平成一三・一・二一から施行〕</p> <p>二 第三十三条において準用する第二十二條第一項及び第</p>	<p>附 則</p> <p>〔平成二十七年政令第百十四号〕</p> <p>1 この政令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。</p> <p>（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）</p> <p>2 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔次のよう略〕</p> <p>附 則 〔令和元年政令第百二十号〕</p> <p>この政令は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条、第二条、第九条から第十八条まで、第四十四条から第五十一条まで、第七十条（第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。）、第七十一条（第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。）、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第一号（第九条第一項に係る部分に限る。）、第二号（第九条第一項に係る部分に限る。）、第三号（第二十八条及び第三十三条において準用する第十七条第一項に係る部分を除く。）及び第四号から第七号まで、第八十四条（第二十八条及び第三十三条において準用する第十三条第一項に係る部分を除く。）、第八十五条第二号（第七十条（第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第四号（第七十一条第一項中第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条第一号（第二十八条及び第三十三条において準用する第十五条第一項に係る部分を除く。）並びに次条第一項から第四項までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>〔平成一三年一二月政令三九五号により、平成一三・一・二一から施行〕</p> <p>二 第三十三条において準用する第二十二條第一項及び第</p>	<p>附 則</p> <p>〔平成二十七年政令第百十四号〕</p> <p>1 この政令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。</p> <p>（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）</p> <p>2 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔次のよう略〕</p> <p>附 則 〔令和元年政令第百二十号〕</p> <p>この政令は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（附則第四条において「施行日」という。）から施行する。</p> <p>（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の廃止）</p> <p>第二条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年経済産業省・環境省令第七号）は、廃止する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第三条 第五十二条、第五十三条及び第八十四条の規定は、平成二十八年度以降に行う当該各条に規定する報告について適用し、平成二十七年に行う報告については、なお従前の例による。</p> <p>第四条 第九十四条の規定によって行うべき表示は、施行日から六月を経過する日までは、なお従前の例による</p> <p>附 則 〔平成二十七年経済産業省、環境省令第七号〕</p> <p>この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。</p> <p>附 則 〔平成二十八年経済産業省、環境省令第二号〕</p> <p>この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>

条第二項の規定による指定に係る部分を除く。）、第四十條から第四十三條まで、第五十二條（第一種フロン類回収業者からのフロン類の引取り及びその破壊に係る部分を除く。）、第五十七條から第六十四條まで、第六十七條第二項、第七十條（自動車製造業者等に係る部分に限る。）、第七十一條（自動車製造業者等に係る部分に限る。）、第八十三條（第二十四條第三項及び第五十五條第三項に係る部分を除く。）並びに第八十五條第一号（第三十三條において準用する第二十二條第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十三條において準用する第二十二條第二項に係る部分及び第七十條（自動車製造業者等に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第三号及び第四号（第七十一條第一項中自動車製造業者等に係る部分に限る。）の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日から平成十四年十月三十一日までの間において政令で定める日

〔平成一四年六月政令三三二号により、平成一四・一〇・一から施行〕

三 第七十八條並びに附則第四條及び第五條の規定 公布の日

（経過措置）

第二條 前條第一号に掲げる規定の施行の際現に第一種フロン類回収業を行っている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日まで（当該期間内に第十一條第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、第九條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き第一種フロン類回収業を行うことができる場合において、同項に規定する期間を経過する日（同項後段の場合にあっては、同項後段の登録又は登録の拒否の処分の日）が施行日以後の日となるときは、その者を当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知

施行規則別表第一（第四十條關係）	
フロン類の圧力区分	圧力
低圧ガス（常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル未満のもの）	〇・〇三メガパスカル
高圧ガス（常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル以上二メガパスカル未満であつて、フロン類の充填量が二キログラム未満のもの）	〇・一メガパスカル
高圧ガス（常用の温度での圧力が〇・三メガパスカル以上二メガパスカル未満であつて、フロン類の充填量が二キ	〇・〇九メガパスカル

附則（令和元年經濟産業省、環境省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年經濟産業省、環境省令第五号）
（施行期日）

第一條 この省令は、フロン類の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十五号）の施行の日（附則第三條において「施行日」という。）から施行する。ただし、第二條の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

第二條 この省令による改正後のフロン類の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（次條において「新規則」という。）第五十二條及び第五十三條の規定は、令和三年度以降に行う当該各條に規定する報告について適用し、令和二年度に行う報告については、なお従前の例による。

第三條 新規則第九十四條の規定によつて行うべき表示は、施行日から六月を経過する日までは、なお従前の例による。

事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、第十七条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第十九条から第二十一条まで、第二十二条第一項及び第二項、第二十三条、第二十四条、第五十二条第一項及び第三項、第五十三条第二項、第五十六条並びに第七十条から第七十二条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行っている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間（当該期間内に第四十四条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により引き続き特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行うことができる場合において、同項に規定する期間を経過する日（同項後段の場合にあつては、同項後段の許可又は不許可の処分の日）が施行日以後の日となるときは、その者を主務大臣の許可を受けたフロン類破壊業者とみなして、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二項、第四十九条（許可の取消しに係る部分を除く。）、第五十二条から第五十五条まで、第五十六条第一項、第七十条から第七十二条まで並びに第七十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

5 この法律の施行の際現に第二種特定製品引取業を行つている者は、施行日から前条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間（当該期間内に第二十七条第一項の規定による登録を拒否する処分があつたときは、当該処分があつた日までの間）は、第二十五条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間

ログラム以上のもの）
高圧ガス（常用の温度での圧力が二メガパスカル以上のもの）

施行規則別表第二（第七十一条関係）

フロン類破壊施設の種類の種類	装置
廃棄物混焼法方式施設	一 燃焼装置 二 フロン類供給装置 三 助燃剤供給装置 四 空気供給装置 五 使用及び管理に必要な計測装置 六 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
セメント・石灰焼成炉混入法方式施設	一 燃焼装置 二 フロン類供給装置 三 助燃剤供給装置 四 使用及び管理に必要な計測装置 五 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
液中燃焼法方式施設	一 燃焼装置 二 フロン類供給装置 三 助燃剤供給装置 四 水蒸気供給装置 五 空気供給装置 六 使用及び管理に必要な計測装置 七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
プラズマ法方式施設	一 プラズマ反応装置 二 フロン類供給装置

を超過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

6 前項後段の規定により引き続き第二種特定製品引取業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行うおととする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二種特定製品引取業者とみなして、第二十八条において準用する第十七条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第四項及び第六項、第五十三条第二項、第六十三条第一項及び第四項、第六十四条第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

7 この法律の施行の際現に第二種フロン類回収業を行っている者は、施行日から前条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間（当該期間内に第三十一条第一項若しくは第三十二条第二項ただし書の規定による登録を拒否する処分又は同条第一項の規定による通知をしないこととの決定があったときは、当該処分又は決定のあった日までの間）は、第二十九条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請又は第三十二条第一項の規定による申出をした場合において、その期間を超過したときは、その申請又は申出について登録若しくは登録の拒否の処分又は同項の規定による通知をしないこととの決定があるまでの間も、同様とする。

8 前項後段の規定により引き続き第二種フロン類回収業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行うおととする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二種フロン類回収業者とみなして、第三十三条において準用する第十七条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第三十三条において準用する第二十二條第一項及び第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項、第四項及び第六項、第五十三條第二項、第五十七條第一項、第六十三條第一項、第二項及び第四項、第六十四條

触媒法方式施設	<ul style="list-style-type: none"> 三 水蒸気供給装置 四 空気供給装置（必要がある場合に限る。） 五 オイルフィルター（必要がある場合に限る。） 六 使用及び管理に必要な計測装置 七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
過熱蒸気反応法方式施設	<ul style="list-style-type: none"> 一 触媒反応装置 二 フロン類供給装置 三 水蒸気供給装置 四 空気供給装置 五 オイルフィルター（必要がある場合に限る。） 六 使用及び管理に必要な計測装置 七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
その他の方式の施設	<ul style="list-style-type: none"> 一 反応装置 二 フロン類供給装置 三 水蒸気供給装置 四 空気供給装置 五 オイルフィルター（必要がある場合に限る。） 六 使用及び管理に必要な計測装置 七 破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置 <p>主務大臣が適切に破壊を行うために必要と認める装置</p>
<p>第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成二六年経・環告示第十三号）</p>	<p>第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項</p> <p>第一 管理第一種特定製品の設置及び使用する環境の維持保全に関する事項</p> <p>1 第一種特定製品の管理者は、次の事項に留意して管理第一種特定製品を設置すること。</p>

第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第三条 施行日から附則第一条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間における第八十二条の規定の適用については、同条第八号中「特定製品」とあるのは、「第一種特定製品」とする。

（検討）

第四条 政府は、第二種特定製品に関し、第六十条の規定により自動車製造業者等がその製造等をした自動車を運行の用に供する者に対して費用の負担を求める方法について検討を加え、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収及び破壊については、使用済自動車の循環的な利用の中で一体的に行われることが適当であることにかんがみ、使用済自動車の循環的な利用に関する法律の検討に当たっては、この法律の第二種特定製品からのフロン類の回収及び破壊に関する規定について廃止を含めた見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 政府は、冷媒以外の用途に使用されているフロン類の回収及び破壊等に関する調査研究を推進し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、特に、断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等については、速やかに調査研究を推進し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一四年五月三十一日法律第五四号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれ法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」

（1）管理第一種特定製品の設置場所の周囲に、金属加工機械その他の当該管理第一種特定製品に損傷等を与えるおそれのある著しい振動を発生する設備等がないこと。

（2）管理第一種特定製品の設置場所の周囲に、当該管理第一種特定製品の点検及び修理（フロン類の漏えい（以下単に「漏えい」という。）を防止するために必要な措置をいう。以下同じ。）の障害となるものがなく、点検及び修理を行うために必要な作業空間や通路等が適切に確保されていること。

2 第一種特定製品の管理者は、次の事項に留意して管理第一種特定製品を使用し、かつ、使用する環境の維持保全を図ること。

（1）1により設置した管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況の維持保全を行うこと。

（2）他の設備等を管理第一種特定製品に近接して設置する場合は、当該管理第一種特定製品の損傷等その他の異常を生じないよう必要な措置を講ずること。

（3）管理第一種特定製品に関し、定期的に、凝縮器、熱交換器等の汚れ等の付着物を除去し、また、排水受け（管理第一種特定製品から生じる排水を一時的に貯留する構造のものをいう。）に溜まった排水の除去その他の清掃を行うこと。

第二 管理第一種特定製品の点検に関する事項

第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。

1 管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検

（1）第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品について簡易な点検（以下「簡易点検」という。）を行うこと。

（2）（1）の簡易点検は、次により行うこと。

① 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項について、3月に1回以上、検査を行うこと。ただし、管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な事項については、この限りでない。この場合においては、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行うこと。なお、漏えい又は故障等を常時監視するシステム（以下「常時監視システム」という。）のうち次に掲げる基準に適合するものを用いて、漏えい又は故障等を早期に発見するために必要な措置が講じられている場合にあつては、これをもって検査に代えることができる。

イ 管理第一種特定製品の種類に応じ、冷媒系統ごとの圧力、温度その他の漏えいを検知するために必要な状態値を1日に1回以上計測すること。

ロ イの状態値の異常又は変化に基づき、漏えい又は漏えいの疑いがあるかを1日に1回以上診断すること。

ハ イの状態値又はロの診断の結果を1日に1回以上記録し、1年以上保存すること。

ニ ロの診断の結果、漏えい又は漏えいの疑いを検知した場合において、当該診断に係

という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八七号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「略」

二 「前略」附則「中略」第十八条及び第十九条の規定公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成一五年政令三四五号により、平成一七・一・

一から施行〕

三 「略」

(フロン類回収破壊法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧フロン類回収破壊法第三十六条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品については、旧フロン類回収破壊法第二十九条から第三十四条まで、第三十七条から第四十三条まで、第五十二条から第五十五条まで、第五十七条から第六十四条まで、第七十条から第七十

る管理第一種特定製品の管理者に対し、当該管理者以外の者が通知を容易に解除することができない方法により直ちに当該診断の結果を通知すること。また、当該通知の履歴を1年以上保存すること。

ホ 漏えいの検知性能について、管理第一種特定製品の製品群ごとに日本冷凍空調工業会標準規格(JRA)若しくは日本産業規格(JIS)で規定され、又は管理第一種特定製品ごとに当該管理第一種特定製品のカタログに記載された温度その他の条件で試験が行われ、適正な充填量の30%の冷媒が漏えいするまでに漏えいの判定が可能であることが確認されていること。

② ①の検査又は常時監視システムにより、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検(以下「専門点検」という。)を行うこと。

③ ②の専門点検は、次により行うこと。

イ 直接法(発泡液の塗布、冷媒漏えい検知器を用いた測定又は蛍光剤若しくは窒素ガス等の第一種特定製品への充填により直接第一種特定製品からの漏えいを検知する方法をいう。以下同じ。)、間接法(蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧又は電流その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測の結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法をいう。以下同じ。)又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと。

ロ フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。

2 一定規模以上の管理第一種特定製品の定期点検

(1) 別表2の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる管理第一種特定製品の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる回数で管理第一種特定製品の点検(以下「定期点検」という。)を行うこと。

(2) (1)の定期点検は、次により行うこと。

① 管理第一種特定製品からの異常音の有無についての検査並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査並びに直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと。

② フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。

第三 管理第一種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置

1 第一種特定製品の管理者は、簡易点検若しくは定期点検又は第一種フロン類充填回収業者からの通知等によって、漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに、次に掲げる事項を行うこと。

① 漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該点検により漏えい箇

四条まで、第七十九条及び第八十条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条 附則第二条から第十二条まで、第十六条、第十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月二日法律第七六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日（平成一七年一月一日）から施行する。〔後略〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。〔後略〕

254 〔略〕

5 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の〔中略〕特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律〔中略〕の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

所が特定された場合には当該箇所の修理

② 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理

2 漏えい又は故障等を確認したときは、1に掲げる事項を行うまで第一種特定製品整備者を通じて管理第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填することを委託してはならないこと。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。

3 2の場合において、人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、1に掲げる事項を行う前に、1回に限り充填を委託することができることとする。

第四 管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

1 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿（2による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。）を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを完了した日から3年を経過するまで、保存すること。

（1）管理第一種特定製品の管理者の氏名又は名称（法人にあっては、実際に管理に従事する者の氏名を含む。）

（2）管理第一種特定製品の所在及び当該管理第一種特定製品を特定するための情報

（3）管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号）第1条第3項に規定するフロン類の種類をいう。以下同じ。）及び量

（4）第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあっては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあっては、点検を行った旨及びその実施年月日（常時監視システムを用いて第二の1の（2）の①の①の検査に代えた場合にあっては、その期間。）を記載すること。）

（5）第二に基づく管理第一種特定製品の修理の実施年月日、当該修理を行った者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該修理を行った者の氏名を含む。）並びに当該修理の内容及びその結果

（6）漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期

（7）管理第一種特定製品の整備が行われる場合において管理第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る第一種フロン類充填回収業者の氏名（法人にあ

附 則（平成一八年六月八日法律第五九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（第一種特定製品に係るフロン類に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十八条の二及び第三十七条の規定は、この法律の施行前に整備に着手された第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類については、適用しない。

2 この法律の施行前に整備に着手された第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬に関する基準の遵守については、なお従前の例による。

3 新法第十九条の三第二項から第七項まで及び第二十条の二の規定は、この法律の施行前に締結された第一種フロン類回収業者への引渡しの特託に係る契約に係る第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類については、適用しない。

（第一種フロン類回収業者の登録に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「旧法」という。）第九条第一項の登録を受けている者は、新法第九条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第九条第一項の登録を受けたものとみなされた者についての新法第十二条第一項の規定の適用については、その者が旧法第九条第一項の登録を受けた日を新法第九条第一項の登録を受けた日とみなす。

3 この法律の施行の際現に第一種特定製品整備時フロン類回収業（第一種特定製品が整備される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。次項において同じ。）又は第一種特定製品譲渡時フロン類回収業（第一種特定製品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することを目的として第一種特定製品が有償又は無償で譲渡される場合において当該第一種特定製品に冷

つては、その名称及び当該充填を行った者の氏名を含む。）並びに充填したフロン類の種類及び量

（8）管理第一種特定製品の整備が行われる場合においてフロン類を回収した年月日、回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名（法人にあつては、その名称及び当該回収を行った者の氏名を含む。）並びに回収したフロン類の種類及び量

（9）管理第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において、フロン類の引取り又はフロン類が充填されていないことの確認を行った年月日及び当該フロン類の引取り又はフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種フロン類充填回収業者の氏名（法人にあつては、その名称及び当該引取り又は確認を行った者の氏名を含む。）

2 1の記録簿が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて当該記録された情報の内容を確認できるときは、当該記録をもって記録簿に代えることができる。

3 第一種特定製品の管理者は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者から、管理第一種特定製品の整備に際して1の記録簿の提示を求められたときは、速やかに、これに応ずること。

4 管理第一種特定製品の整備又は廃棄等を行う際、当該管理第一種特定製品にフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第87条第3号の規定に基づき特定製品の製造業者等が表示したフロン類以外の冷媒が現に充填されている場合は、当該管理第一種特定製品の整備を行う場合にあつては第一種特定製品整備者（管理者が自ら当該管理第一種特定製品の整備を行う場合にあつては第一種フロン類充填回収業者）、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行う場合にあつては第一種フロン類充填回収業者（当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合にあつては第一種フロン類引渡受託者）に対して、1の記録簿を提示することその他の適切な方法により、当該管理第一種特定製品に現に充填されている冷媒の種類を説明しなければならぬ。ただし、当該管理第一種特定製品に現に充填されている冷媒の種類を見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で表示している場合は、この限りでない。

5 管理第一種特定製品を他者に売却する場合、1の記録簿又はその写しを当該管理第一種特定製品と合わせて売却の相手方に引き渡すこと。

附 則

この告示は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第39号）の施行の日から施行する。

別表 1

媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。第五項において同じ。）を行つてゐる者（第一項に規定する者を除く。）は、この法律の施行の日から三月を経過する日までの間（当該期間内に新法第十條第一項の規定による登録又は新法第十一條第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間）は、新法第九條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。これらの者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により引き続き第一種特定製品整備時フロン類回収業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行う区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、新法第十七條第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第十八條の二、第二十一條、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三條、第二十四條第三項から第五項まで、第三十三條第一項及び第四項、第三十四條第二項、第三十七條第一項及び第二項並びに第四十三條から第四十五條までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

5 第三項の規定により引き続き第一種特定製品譲渡時フロン類回収業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行う区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、新法第十七條第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第十九條、第十九條の三第一項及び第六項、第二十條、第二十二條の二第一項、第二項及び第六項、第二十一條、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三條、第二十四條第二項から第五項まで、第三十三條第一項及び第四項、第三十四條第二項、第三十七條第一項及び第二項並びに第四十三條から第四十五條までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）
 第四條 前條に規定するもののほか、この法律の施行前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分

第1欄	第2欄	第3欄
管理第一種特定製品の種類 エアコンディショナー	検査を行う事項	
冷蔵機器及び冷凍機器	(1) 管理第一種特定製品からの異常音並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無 交換器への霜の付着の有無	
	(1) 管理第一種特定製品からの異常音並びに管理第一種特定製品の の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに 熱交換器への霜の付着の有無 (2) 管理第一種特定製品により冷 蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備におけ る貯蔵又は陳列する場所の温度	

別表2

第1欄	第2欄	第3欄
管理第一種特定製品の種類 エアコンディショナー	管理第一種特定製品の区分	点検を行う回数
冷蔵機器及び冷凍機器	圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5キロワット以上50キロワット未満であるもの	3年に1回以上
	圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が50キロワット以上であるもの	1年に1回以上
	圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5キロワット以上（輸送用冷凍冷蔵ユニットのうち、車両その他の輸送機関を駆動するための内燃機関により輸送用冷凍冷蔵ユニットの圧縮機を駆動するもの）にあつては、当該内燃機関の定格出力	1年に1回以上

、手続その他の行為であつて、新法（これに基づく命令を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（第一種フロン類回収業の登録の取消し等に関する経過措置）

第五条 附則第三条第一項の規定により新法第九条第一項の登録を受けたものとみなされた者がこの法律の施行前にした旧法第十七条第一項第一号又は第四号に該当する行為は、新法第十七条第一項第一号又は第四号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二五年六月一二日法律第三九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第五十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

のうち当該圧縮機を駆動するために用いられる出力が7.5キロワット以上）であるもの

備考 第2欄の管理第一種特定製品の区分は、二以上の電動機又は内燃機関により圧縮機を駆動する第一種特定製品にあつては、当該電動機又は当該内燃機関の定格出力の合計により適用する。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第三条 新法第七十六条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条並びに新法第七十八条及び第七十九条第一項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

第四条 新法第十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日の属する年度の翌年度以降に行う同条第一項に規定する報告について適用する。

第五条 新法第三十七条、第三十九条第二項及び第六項、第五十九条、第六十条、第六十九条第二項、第七十条、第七十四条第二項並びに第七十五条の規定は、施行日前に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類については、適用しない。

2 新法第三十九条第四項、第四十六条第一項、第六十九条第五項及び第七十四条（第二項を除く。）の規定は、施行日以後に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類について適用し、施行日前に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「旧法」という。）第九条第一項の登録を受けている者は、新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者についての新法第三十条第一項の規定の適用については、その者が旧法第九条第一項の登録を受けた日を新法第二十七条第一項の登録を受けた日とみなす。

3 この法律の施行の際現に第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること（次項において「フロン類充填」という。）を業として行っている者（第一項に規定する者を除く。）は、施行日から六月を経過する日までの間（当該期間内に新法第二十九条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、新法第二十七条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により引き続きフロン類充填を業として行うことができる場合においては、そのフロン類充填については、その者を当該業務を行う区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者とみなして、新法第三十五条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第三十七条、第三十八条第一項、第四十七条第一項から第三項まで、第四十八条、第四十九条第一項、第二項、第五項及び第七項並びに第九十一条から第九十三条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第七条 前条第一項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者がこの法律の施行前にした旧法第十七条第一項第一号又は第四号に該当する行為は、新法第三十五条第一項第一号又は第四号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法（これに基づく命令を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につい

ては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況、新法第九十八条のフロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第十四条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 (令和元年六月五日法律第二五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十九条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規

定は、公布の日から施行する。

(引取証明書に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された引取証明書(同条第一項に規定する引取証明書をいう。以下同じ。)又は送付された引取証明書の写しは、この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第四十五条第三項から第五項まで、第四十五条の二及び第五十条第四号から第六号までの規定の適用については、それぞれ新法第四十五条第二項の規定により交付された引取証明書の写し又は送付された引取証明書とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。